

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 9 月 30 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市但馬空港利用促進協議会活動事業補助金	担当部課	企画総務部 総合政策課			
補助要綱	朝来市但馬空港利用促進協議会活動事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	但馬空港利用促進事業	R 3	1 年	R 11	改正	

1. 事業概要

補助の目的	但馬空港の利用促進				
補助が必要な理由	航空券購入費助成事業、その他但馬空港利用促進に関する事業のため				
補助対象者	朝来市但馬空港利用促進協議会				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・航空券購入費助成事業 ・その他但馬空港利用促進に関する事業 				
補助率／補助額	【助成】片道6,000円以内 【その他】予算の範囲内	上限額	【助成】片道6,000円以内 【その他】規定無し		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 但馬空港搭乗者数	660	268	282	800	12	1,200
②						
補助額	2,827,566	1,081,415	1,126,016	3,559,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,827,566	1,081,415	1,126,016	3,559,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	但馬地域の地域公共交通機関として果たす役割は大きい
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	但馬地域における空路による地域公共交通を確保するためにも、長期の継続が必要
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	新型コロナウイルスによる影響が大きく、利用者は減少傾向である
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制や燃料費高騰等による社会環境の変化により、利用者は減少傾向であるが、但馬の基幹産業である「観光業」による経済の好循環を生むためにも、但馬空港は必要不可欠な地域公共交通である。
2次	継続	ウィズコロナ社会を見据え、目標搭乗者数を確保するべく周知を行うなど、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 9 月 28 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市高等学校生徒下宿等費用補助金	担当部課	企画総務部 総合政策課			
補助要綱	朝来市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	個人補助金			
	1.シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	創生推進人材育成プロジェクト事業	R 1	3 年	R 6	継続	

1.事業概要

補助の目的	下宿、アパート等(以下「下宿等」という。)に入居して兵庫県立生野高等学校(以下「高等学校」という。)に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、高等学校の生徒数の確保を図り、高等学校の発展に寄与する。		
補助が必要な理由	生野高等学校の全県学区化に伴い、通学不可能な市町からの入学生徒を確保する。		
補助対象者	自宅から高等学校までの通学が遠距離により困難(生徒の自宅が朝来市及び神河町以外にある)なため、市内にある下宿等に入居して通学する生徒の保護者。		
補助対象事業	下宿等の賃借料(共益費、食費、光熱水費、生活雑費、修繕その他の居住の維持に関する経費等を除く。)		
補助率／補助額	5万円以内は100%、5万円を超える額は5万円	上限額	5万円/月
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 朝来市に誇りや愛着を持つ市民の割合	64	64	70	70	6	65
② 生野高校下宿生徒数(補助対象外含む)	1	2	1	2	6	3
補助額	0	468,000	468,000	1,068,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	468,000	468,000	1,068,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1	1	2	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	○	○	個人補助金であるが、生徒数の確保は、魅力ある学校づくりや、地域とのつながりによる地域活性化につながる。
	妥当性	○	○	
	有効性	○	○	
	透明性	○	○	生野高校のスクールガイドに記載。
交付基準	補助対象者の適正化	×	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	○	○	
	補助率の適正化	×	×	他の下宿生徒との公平性の確保から、補助率を設定。
	補助の実施期間	○	○	
	上限の設定	○	○	生野町内の民間アパートの賃貸料から上限を設定。
	類似制度の精査	○	○	
	補助の効果	○	○	制度開始から延べ4名の生徒が利用され、生野高校の生徒数の確保に寄与している。
	運営費補助			
重複補助の有無	○	○	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	
適切な会計処理	○	○	①団体の会計処理が適切に行われていること	
事業費補助への転換	○	○	①事業費補助へ転換すること	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	令和3年度末に要綱が自動失効することとなっていたが、本補助制度を利用中の生徒がいたこともあり、3年間延長した。本補助制度を利用する生徒数が少なくても、生野高等学校の生徒数の確保を図り、高等学校の発展及び生野地域の振興に寄与することを目的に、制度を引き続き継続することが必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 9 月 30 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市地方バス路線維持対策補助金	担当部課	企画総務部 総合政策課			
補助要綱	朝来市地方バス路線維持対策補助金交付要綱	根拠法令	兵庫県市町振興支援交付要綱			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	路線バス確保対策事業	H 18	16 年	R 11	改正	

1. 事業概要

補助の目的	公共移送機関たる乗合バス事業者が行う路線バスの運行及び車両購入費について、補助金を交付することによってその存続を図り、地域住民の福祉の向上及び利便性の確保すること		
補助が必要な理由	市民の移動手段である基幹交通の路線バスを維持するため		
補助対象者	バス路線を運行する乗合バス事業者		
補助対象事業	市長が運行維持を図ることが必要と認めるバス路線運行経費 兵庫県市町振興支援交付金交付要綱に基づくバス対策費補助事業に係る車両購入費		
補助率／補助額	補助対象経常費用と経常収益の差額 車両購入費 (別添交付要綱第5条)	上限額	規定なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助路線数	22	22	22	22	12	22
②						
補助額	55,149,000	66,151,000	68,140,000	71,822,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	2,937,000	2,937,000	3,546,000	3,546,000	—
	地方債					—
	その他					—
一般財源	52,212,000	63,214,000	64,594,000	68,276,000	—	—
一般財源の割合	94.7%	95.6%	94.8%	95.1%	—	—
補助件数	2	2	2	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	実績に応じた経常損失に対する補助であって、補助率の適用になじまない
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	令和3年3月要綱改正時にガイドラインに沿って終了年度を設定した
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	規定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	利用者数減少
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
適切な会計処理		①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	事業の目的は市民生活に直結しているため、必要不可欠なものとする。
2次	継続	利用者数を増加させるべく、バス会社との運行ダイヤの調整や市民向け周知を行うなど、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 9 月 30 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市JR播但線団体利用促進補助金	担当部課	企画総務部 総合政策課			
補助要綱	朝来市JR播但線団体利用促進補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	鉄道利便性向上事業	R 2	2 年	R 4		

1.事業概要

補助の目的	JR播但線の存続に向けた利用促進及び市民のマイレール意識の醸成を図る。		
補助が必要な理由	JR播但線の利用者が減少していることから、出張・旅行などの団体利用に対して補助を行うことで、利用促進につながる。		
補助対象者	市内に住所を有する者により構成された10人以上の団体。(市が主催する事業又は学校行事、若しくは公的な金銭の支給がある場合の利用は除く)		
補助対象事業	団体(10人以上)でのJR播但線乗車区間(和田山～姫路)利用での乗車券購入費用。		
補助率／補助額	1/2	上限額	1,340円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 団体促進補助金を活用した播但線利用者数		0	0	75	4	75
②						
補助額		0	0	100,500	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	100,500	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数		0	0	5	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市内に住所を有する者により構成された10人以上の団体が対象であり、市の徴収金の完納規定はなじまない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	和山山駅～姫路駅のJR普通運賃
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	過去2年間の実績は無かった
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	JR播但線の存続に向けた利用促進及び市民のマイレール意識の醸成を図るために必要な補助制度である。しかしながら、コロナ禍もあり10人以上の団体利用という補助の人数要件が制度の活用を妨げていたことから、人数要件を緩和する制度改正を令和4年度中に行う。
2次	継続	既に補助要件について、①10人以上から4人以上の団体利用に、②JR各駅券売機で購入した場合も補助対象にする等の要件緩和及び、③令和12年度までの補助制度延長を実施しているため、引き続き、適正な運用を図ること。
外部	継続	補助制度ができた経緯を踏まえると、補助制度としては必要である。
最終	継続	2次評価及び外部評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市交通安全協会補助金	担当部課	危機管理部 防災安全課			
補助要綱	朝来市交通安全協会補助金要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	26.暮らしを守る防犯・交通安全の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	交通安全対策事業	R 2	2 年	R 11	廃止②	

1.事業概要

補助の目的	市民の交通安全意識の醸成及び交通事故防止に寄与する。		
補助が必要な理由	交通事故の防止に向けて、交通安全の意識の高揚のため		
補助対象者	朝来市交通安全協会		
補助対象事業	協会が行う交通安全思想の普及啓発及び交通事故防止事業		
補助率／補助額	補助対象事業に係る経費の2分の1	上限額	200千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市内における交通事故発生件数	88	60	55	55以下	6	55以下
② 交通安全教室開催回数	81	42	54	59以上(R1～R3平均)	6	59以上(R1～R3平均)
補助額	96,614	200,000	200,000	200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	96,614	200,000	200,000	200,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	令和2年度に補助金交付要綱の全部改正を行った
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	補助率については、補助対象事業に係る経費の2分の1としている
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	令和2年度に補助金交付要綱の全部改正を行った
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	交通事故防止に向けて、市民の交通安全の意識の高揚のため、補助を継続して実施する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市自主防災活動支援事業	担当部課	危機管理部 防災安全課		
補助要綱	朝来市自主防災活動支援事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	地域づくり支援事業	H 22	12 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	自主防災活動に要する経費に対し補助金を交付し、朝来市内に存する行政区等が実施する自主防災活動の活性化を図る。				
補助が必要な理由	大規模災害時には、行政、消防、医療機関などの「公助」には数に限りがあることから、その数を超える被害が出た場合には、対応が困難になる。そのため、地域で取り組む「共助」が非常に重要であり、自主防災活動を行う組織に対して補助金の交付による支援が必要である。				
補助対象者	行政区等が行う自主防災組織				
補助対象事業	1 自主防災組織力強化事業 (1)自主防災組織の設立及び編成 (2)地区防災計画、避難マニュアル、マップ等の作成 (3)防災資機材の購入又は修繕 2 防火水槽管理事業 防火水槽内の堆積土砂の撤去 3 防災倉庫等整備改修事業 防災資機材を格納するための倉庫等の新設又は改修整備				
補助率／補助額	補助率 1/2	上限額	1 25万円 2 25万円 3 50万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 防災・減災対策など災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	35.2	31.6	18.6	28.5以上(R1～R3平均)	6	28.5以上(R1～R3平均)
②						
補助額	747,000	1,947,000	1,365,000	1,700,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	747,000	1,947,000	1,365,000	1,700,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	9	14	9	17	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金、④暴力団等排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	原則1/2だが、小規模集落への加算(10%~20%)有
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	各補助対象事業の一般的な必要額の1/2を上限に設定している
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	成果指標が減少している
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	大規模災害時には、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護等自主的な防災活動を行うことが必要不可欠であり、行政区等の自主防災組織を育成するためには、継続して実施する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	補助対象事業について、地域が整備しやすいように補助内容によって補助率を検討してはどうか。地域に1/2の負担を求めることが良いのかも含め、補助率の検討が必要である。
最終	改正	本来、防災資機材の購入等は市が行うべきものであり、自主防災組織の育成を推進していくためにも、地域負担は1/3程度として、事業の推進を図る必要がある。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市自主防災リーダー育成事業	担当部課	危機管理部 防災安全課		
補助要綱	朝来市自主防災リーダー育成補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	防災推進事業	R 元	3 年	R 5	継続

1.事業概要

補助の目的	地域の自主防災活動に取り組む(取り組もうとする)市民の防災に関する知識の習得を支援し、自主防災リーダーとして育成し、地域等の自主防災組織の活性化を図る。		
補助が必要な理由	市内の自主防災組織の充実・強化と地域防災力の向上を図るため、自主防災組織が効果的に実践されるために必要な調整や誘導を行う中心的役割を担う人材を育成する必要がある。		
補助対象者	市内に住所を有し、朝来市暴力団排除条例第2条に規定する者でないこと。		
補助対象事業	1 ひょうご防災リーダー…交通費・資料代 20,000円(三木市会場) 【三木市会場以外の場合は、補助対象経費を合計した額に2分の1を乗じて得た額とし、20,000円を限度とする。】 2 防災士…教本代・受験料・登録料 5,000円 【ひょうご防災リーダーの称号授与者に限る】		
補助率/補助額	上記記載のとおり	上限額	上記記載のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 防災・減災対策など災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	35.2	31.6	18.6	28.5以上(R1~R3平均)	6	28.5以上(R1~R3平均)
②						
補助額	0	0	0	125,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	125,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数	0	0	0	5	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	必要経費の積算根拠に基づく定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	過去3年間利用実績がなく、指標も減少している
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	災害時の重要な役割を担う「共助力」の強化を図るため、自主防災組織の設置・活動促進に取り組んでおり、各自主防災組織のリーダーとしての人材育成が必要であるため、継続して実施する必要がある。
2次	廃止②	制度が開始された令和元年度から利用実績がないことから、一旦廃止して改めて効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	制度創設以降、実績がないことに加え、防災士受験前に申請をしないといけないため申請しづらいなどの状況を踏まえ、防災士の資格取得は、資格取得に対する補助制度ではなく、防災委員が防災士の資格を持っている場合に報酬を加算する仕組みを検討してはどうか。
最終	改正	資格取得後の申請が可能となるよう申請方法を見直す等、補助制度が活用し易くなるよう改正を行うこと。 なお、改正後においても実績がない場合は制度を廃止し、自主防災リーダー育成のための方法を見直すこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助事業	担当部課	危機管理部 防災安全課		
補助要綱	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	消防団活動事業	R 3	1 年	R 11	

1.事業概要

補助の目的	朝来市消防団員の準中型免許の取得及びオートマチック車限定解除に係る経費を補助することにより、消防団員の確保、育成及び災害現場等への迅速な出動を図る。				
補助が必要な理由	平成29年の免許制度の改定やオートマチック車限定免許取得者の増加により、新たに入団した消防団員が所属分団等の消防車両が運転できない事案が生じているため、地域の消防力を維持する必要がある。				
補助対象者	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱第4条に規定する消防団員				
補助対象事業	補助対象者が準中型免許の所得及びAT限定解除のために要する経費 (1) 教習所の入所に要する経費 (2) 教習所において準中型自動車運転免許等取得に要する経費 (3) 教習所に入所後初回に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費				
補助率／補助額	(1) 準中型免許の取得 補助対象経費の合計額 (2) AT限定解除 補助対象経費の合計額の1/2	上限額	(1) 160千円 (2) 26千円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 消防体制が充実していると感じる市民の割合	51.4	48.2	50.9	50.2(R1~R3平均)	6	50.2(R1~R3平均)
②						
補助額			147,470	636,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	147,470	636,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			1	9	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	「準中型免許の取得」は、限度額のみが設定されている
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	道路交通法の改正により、消防車両を運転することができない団員が消防団に在職している。消防活動に支障が生じることが予想されるため、運転免許取得に係る費用を補助することにより、有事の際の消防活動の円滑化及び消防団員の確保を図る。また、消防団からの公的支援の要望もあることから、継続して実施する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	補助制度ができた経緯(免許制度の改正、AT限定取得の増加)を踏まえると、補助制度としては必要である。交付件数が少ないようであれば、検証時には有効性を踏まえて検証することが必要である。
最終	継続	2次評価及び外部評価のとおり、適正な運用を図ること。

区分	既存
----	----

補助事業名	あさご暮らし住宅取得等応援事業	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	個人補助金		
	15.まちの仲間になる移住定住の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	定住促進事業	H 28	6 年	R 4	改正

1. 事業概要

補助の目的	若者世代等の市外からの転入を促進するとともに市外への転出を抑制し、定住人口の増加を図る				
補助が必要な理由	若者世代の転入促進・転出抑制をするためには、住居が不可欠であり、購入や賃貸を支援することで定住の地として朝来市を選択してもらう必要があるため				
補助対象者	申請を行う日の属する年度の1月1日(以下「基準日」という。)において、補助の対象事業に係る住宅に12箇月以上居住する者				
補助対象事業	住宅取得費補助事業 専用住宅及び併用住宅の取得に要する費用 家賃補助事業 賃貸住宅の入居に係る家賃(共益費、駐車場使用料等を除く。)				
補助率／補助額	住宅取得補助:基本補助4/100、同居等加算、転入者加算2/100、市内事業者新築加算100分の1 家賃補助:5万円以上6万円未満は3万円、6万円以上は6万円	上限額	基本補助:40万円 同居等加算、転入者加算:20万円 市内事業者新築加算:10万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 補助件数	84	99	68	85	4	85	
② 移住者年間数	134	138	89	128	4	128	
補助額	37,263,300	48,953,000	29,272,000	37,264,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	6,524,000	9,516,000	4,140,000	2,484,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他	11,294,800	12,725,766	14,686,623	13,555,855	—	—
一般財源	19,444,500	26,711,234	10,445,377	21,224,145	—	—	
一般財源の割合	52.2%	54.6%	35.7%	57.0%	—	—	
補助件数	84	99	68	85	—	—	
実績報告書				—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項		
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	新築の最低限価格の相場1,000万円に対する4%の基本補助、2%の移住加算・同居等加算、1%の市内事業者加算	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	合併時点からあったこの制度の元となる「まちづくり定住促進事業補助」及び「転入者住宅取得補助」の上限額50万円に対し、基本補助40万円＋市内業者10万円で同額となるよう設定	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○		
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	移住定住施策として、住宅の取得支援は欠かすことのできないもの。申請者数も消費税増税やウッドショックなどの影響で増減があるものの、50件程度から60件程度に増加しており、市民からのニーズも継続しているため。
2次	改正	制度期間が令和4年度末であり、判定結果に基づき改正すること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、補助制度の目的達成に向けた改正を行うこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	空き家活用促進事業	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市空き家活用促進事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	個人補助金		
	15.まちの仲間になる移住定住の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	定住促進事業	H 18	16 年	R 4	改正

1.事業概要

補助の目的	市内に所在する空き家の流動化を促進することにより、良質な住環境の再整備と住宅供給を図り、併せて市内への定住を促進する				
補助が必要な理由	若者世代の転入促進・転出抑制をするためには、住居が不可欠であり、購入や賃貸を支援することで定住の地として朝来市を選択してもらう必要があるため				
補助対象者	(1) 建築後10年以上の空き家を購入等により取得した転入者又は婚姻等による新世帯で、当該空き家について別表に定める補助対象事業を行う者(2) 建築後10年以上の空き家を転入者又は婚姻等による新世帯に賃貸する所有者で、当該空き家について別表に定める補助対象事業を行う者				
補助対象事業	改修事業 ・台所の改修費用、トイレの改修費、風呂の改修費用、下水道への接続費用、その他補助することが適当と認められる内部改修費用(畳替、ふすま及び障子の張替え、ガラスの入替え等の簡易な改修を除く。)				
補助率／補助額	基本補助:1/2 市内事業者加算:1/10	上限額	基本補助:60万円 市内事業者加算:10万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 補助件数	11	15	9	14	4	14	
② 移住者数	134	138	89	128	4	128	
補助額	7,300,000	9,700,500	6,200,000	8,400,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	3,285,000	2,440,000	3,500,000	3,500,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他	2,212,029	2,362,944	157,782	3,055,410	—	—
一般財源	1,802,971	4,897,556	2,542,218	1,844,590	—	—	
一般財源の割合	24.7%	50.5%	41.0%	22.0%	—	—	
補助件数	11	15	9	14	—	—	
実績報告書	○	○	○	—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金・④暴力団等排除の規定なし、R4年度末の改正延長時に併せて改正予定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	補助率は1/2だが、加算10万円有
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	合併時点からあったこの制度の元となる「空家空地活用促進事業」の補助上限60万円と同額となるよう設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	空き家バンクの成約も増加しており、かつ市内在住者による空き家活用事例が増えている。また、近隣市町に比べ、補助額も低い水準となっているため、移住定住及び空き家対策として、対象者を市内在住の若者・子育て世代に拡大し、補助額も上限を拡大する。
2次	改正	制度期間が令和4年度末であり、判定結果に基づき改正すること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおりに、補助制度の目的達成に向けた改正を行うこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	空き家バンク登録推進事業	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市空き家バンク登録推進奨励金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	個人補助金		
	15.まちの仲間になる移住定住の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	定住促進事業	H 28	6 年	R 4	廃止②

1. 事業概要

補助の目的	空き家バンクへの賃貸借物件の登録を促進すること		
補助が必要な理由	空き家バンク利用登録者の賃貸希望者が多い一方で、賃貸物件の登録が少ないことから、賃貸可能物件の登録を促進し、利用者のニーズに応える必要があるため		
補助対象者	平成28年4月1日以降に空き家バンクに空家を登録した空家登録者で、(一社)兵庫県宅地建物取引業協会但馬支部の媒介により利用登録者と空家の賃貸借契約を締結した者(3親等内の親族への賃貸の場合は除く)		
補助対象事業	空き家バンクを利用した空き家の賃貸		
補助率／補助額	5万円	上限額	5万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 件数	2	5	3	2	4	2
② 移住者数	134	138	89	128	4	128
補助額	100,000	250,000	150,000	100,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	30,271	60,588	87,656	33,949	—
一般財源	69,729	189,412	62,344	66,051	—	—
一般財源の割合	69.7%	75.8%	41.6%	66.1%	—	—
補助件数	2	5	3	2	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項		
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	奨励金のため定額補助	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	賃貸時の経費(軽修繕など)を想定し、その分を補助	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○		
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	年間案件の実績が少なく、また空き家活用補助金を拡大するため、廃止。
2次	廃止①	判定結果に基づき、令和4年度末で廃止とすること。
外部		
最終	廃止①	2次評価のとおり、廃止すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	空き家片付け支援事業	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市空き家片付け支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	個人補助金		
	15.まちの仲間になる移住定住の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	住みたい田舎移住促進プロジェクト事業	R 元	3 年	R 6	継続

1. 事業概要

補助の目的	空き家バンクに登録された空き家の家財道具の処分等に要する経費の一部を補助することにより、良質な住宅供給と住環境の再整備を図り、もって市内への定住を促進すること		
補助が必要な理由	空き家バンクにおいて、家財道具処分済の物件のほうが、問合せが多い傾向にあるが、処分費用がネックになることが多く、優良物件を確保するために経費を支援する必要があるため。		
補助対象者	空き家バンクに登録した空き家の家財処分等を当該空き家の売却又は賃貸のために行う者		
補助対象事業	【補助対象経費】 ・ごみ処理手数料 ・ごみ収集及び運搬料金 ・特定家庭用機器リサイクル料金 ・家財処分等の委託等に係る経費		
補助率／補助額	1/2	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助件数	11	16	16	15	6	15
② 空き家バンク物件登録数	27	31	32	35	6	35
補助額	990,400	1,425,100	1,441,800	1,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	685,433	1,205,002	1,141,364	693,787	—
一般財源	304,967	220,098	300,436	806,213	—	—
一般財源の割合	30.8%	15.4%	20.8%	53.7%	—	—
補助件数	11	16	16	15	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること		○ ○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること		○ ○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること		○ ○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること		○ ○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること		○ ○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと		○ ○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと		○ ○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)		○ ○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること		○ ○ 民間での不要残置物処分の相場20万円の1/2として、上限10万円を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること		○ ○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		○ ○
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	片付けを行った空き家バンク物件については、見学数も増加し、成約率も7割を超える実績があるため、継続。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	未婚男女交流支援事業	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市未婚男女交流支援事業助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	事業費補助金ソフト事業		
	15.まちの仲間になる移住定住の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	定住促進事業	H 25	9 年	R 5	継続

1. 事業概要

補助の目的	未婚の男女の出会いの場を創設すること				
補助が必要な理由	婚活のニーズが高まっており、事業に取り組む市内の団体や個人を支援することで、市内への定住人口の増加や、ひいては出生数の増加が期待できるため				
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・公共的団体 ・市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体 				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・未婚男女の出会いの場づくり事業 ・未婚男女の交流促進事業 ・異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業 ・市長が適当と認める事業 ※参加者は10人以上とし、その3分の1以上が市内に在住し、又は市内の事業所に勤務する者				
補助率／補助額	助成対象経費の合計額	上限額	20人未満 300,000円 20人以上30人未満 350,000円 30人以上 400,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 婚活イベント参加者数	112	72	75	200	5	200
② カップル成立組数	24	43	57	50	5	50
補助額	290,000	297,000	248,000	900,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	88,400	12,584	14,495	327,607	—
一般財源	201,600	284,416	233,505	572,393	—	—
一般財源の割合	69.5%	95.8%	94.2%	63.6%	—	—
補助件数	2	4	1	3	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	補助率を設定することで事業実施団体が見込めない
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	参加人数により上限額設定、実績額で精算
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	平成31年4月に対象者・対象事業ともに拡大改正済み。感染症拡大の影響もあったが、イベントや参加者数も元に戻りつつあり、また次年度以降で事業実施を検討している団体もあるため継続。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	市連合区長会補助金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市連合区長会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	事業費補助金ソフト事業		
	14.多様な人がつながる地域コミュニティの充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	区長会運営事業	R 3	1 年	R 12	廃止②

1.事業概要

補助の目的	区長相互の連携を図り、住み良い明るい社会の発展に寄与する。		
補助が必要な理由	連合区長会の運営を滞りなく行うため、また、隔年実施する区長会視察研修を継続して実施するため必要である。		
補助対象者	朝来市連合区長会		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・連合区長会活動補助 ・区長会視察研修活動補助(隔年実施) 		
補助率／補助額	補助対象経費の1/2以内	上限額	560,000円及び1,830,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 連合区長会会議の開催	4	6	6	5	12	6
② 市民アンケート(誇り・愛着)	63	64	64	70	12	65
補助額	1,835,000	563,000	422,000	556,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,835,000	563,000	422,000	556,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	①対象経費の1/2、過去の実績から上限は56万円 ②159区長で視察研修に出席した人数に8,000円を乗ずる
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	今後も連合区長会の充実した運営を行うため、また、隔年実施する区長会視察研修を継続して実施するため、継続した補助を実施する。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	地域おこし協力隊員起業支援補助金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市地域おこし協力隊員起業支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	個人補助金		
	14.多様な人がつながる地域コミュニティの充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	地域協働推進事業	H 29	5 年	R	継続

1. 事業概要

補助の目的	朝来市地域おこし協力隊員が、市内での起業を促進することを目的とする。		
補助が必要な理由	朝来市地域おこし協力隊員の市内での起業を促進することにより、隊員の自立を促し、市内定住を図るためにも必要である。		
補助対象者	地域おこし協力隊員		
補助対象事業	<p>隊員自らが起業する事業で、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 市の活性化に資するものであること。</p> <p>(2) 公序良俗に反しないものであること。</p> <p>(3) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と判断されるものでないこと。</p>		
補助率／補助額	定額補助	上限額	100万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 地域おこし協力隊採用隊員数	0	2	4	1	6	2
② 本補助制度を活用して定住した隊員数	2	2	2	0	6	2
補助額	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	2	2	0	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	国制度に基づいて定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国制度準拠
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	×	移住起業支援事業との整理が必要
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市地域おこし協力隊員の市内での起業を促進することにより、隊員の自立を促し、市内定住を図るためにも継続した補助が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。 既存類似制度との整理統合を検討すること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市文化協会活動補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課			
補助要綱	朝来市文化協会活動補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業			
	4.まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	社会教育団体支援事業	R 3	1 年	R 11	改正	

1.事業概要

補助の目的	朝来市文化協会の活動を支援することにより、市の文化の振興を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	朝来市文化協会の活動を支援することにより、市の文化の振興を図るため。文化事業の充実、活性化を促進するために必要である。		
補助対象者	朝来市文化協会加盟団体・加盟会員		
補助対象事業	(1) 展覧会、発表会、研修会等の文化事業 (2) 広報啓発事業 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業		
補助率／補助額	補助対象経費を合算した額に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	上限額	1,341,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 文化協会団体数	116	114	105	100	6	100
② 文化協会会員数	1,447	1,395	1,307	1,225	6	1,200
補助額	1,341,000	889,053	565,522	1,341,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,341,000	889,053	565,522	1,341,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	令和3年3月改正
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	文化協会団体数・会員数ともに減少している
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市文化協会の活動を支援することにより、市の文化の振興を図る。文化事業の充実、活性化を促進するために継続して補助を行う。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市青少年スポーツ・文化活動補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課			
補助要綱	朝来市青少年スポーツ・文化活動補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業			
	4.まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	社会教育団体支援事業	H 30	4 年	R 11	改正	

1.事業概要

補助の目的	青少年のスポーツ団体又は文化団体の活動に要する経費の一部を補助することにより、青少年の健全な育成を支援することを目的とする。				
補助が必要な理由	青少年の健全な育成を支援するために必要である。				
補助対象者	青少年健全育成団体				
補助対象事業	①年間を通じて行うスポーツ活動又は文化活動 ②国、都道府県等が主催又は後援を行う大会等への参加(予選大会等を経て出場する場合の旅費)				
補助率／補助額	①構成員数による ②補助対象経費を合算した額に2分の1を乗じて得た額	上限額	①20,000円、30,000円、40,000円 ②朝来市職員等の旅費に関する条例に基づき算出した額を限度とする		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 年間活動補助件数	30	34	36	36	11	36
② 市民アンケート(スポーツを定期的に行っていますか)	39.7	40.8	41.3	44.6	11	45.3
補助額	1,404,000	1,160,000	1,453,000	1,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,404,000	1,160,000	1,453,000	1,500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	45	39	44	44	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	令和3年3月改正
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	青少年のスポーツ団体又は文化団体の活動に要する経費の一部を補助することにより、青少年の健全な育成を支援するために継続して補助を行う。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市子ども会活動補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課			
補助要綱	朝来市子ども会活動補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業			
	4.まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	社会教育団体支援事業	R 3	1 年	R 11	改正	

1.事業概要

補助の目的	朝来市子ども会連絡協議会の活動に係る費用の一部を補助することにより、市内の子ども会の連携強化を図り、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。		
補助が必要な理由	子ども会連絡協議会の活動に要する経費を補助することで、同協議会の活動を通じた児童の健全育成及び資質の向上を図るために必要である。 少子化や生活様式が多様化が進む中、単位子ども会においては加入の子どもの人数が減少し活動が十分にできにくい地域もある中で、連合体として連携ある活動が重要である。青少年健全育成と子育て支援施策における子ども会活動の果たす役割は大きいことから引き続き強力な支援が必要である。		
補助対象者	子ども会連絡協議会		
補助対象事業	子ども会連絡協議会が行う次に掲げる事業 (1) 健康交流事業 (2) 文化交流事業 (3) スポーツ・レクリエーション交流事業 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業		
補助率／補助額	補助対象経費を合算した額に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	上限額	266,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 映画鑑賞会参加人数	137	新型コロナ開催なし	新型コロナ開催なし	オセロ交流会 20	6	オセロ交流会 20
② 卓球大会参加人数	43	新型コロナ開催なし	11	50	6	60
補助額	228,430		32,429	266,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	228,430	0	32,429	266,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1		1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

決算書

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	令和3年3月及び令和4年3月改正
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	記載の成果指標では判定不能
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	少子化の流れの中で子どもの数が減少し、また、子連協に加盟する子ども会も減少傾向にあり、さらに地域でのつながりが希薄になる中、子ども会連絡協議会による市内子ども会全体での活動は、子どもたちの相互の交流を深め、健全育成を図るために継続して補助を行う。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市体育協会補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課			
補助要綱	朝来市スポーツ団体補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業			
	4.まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	体育協会等支援事業	R 3	1 年	R 11	改正	

1.事業概要

補助の目的	市内のスポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のために必要な経費の一部を補助することにより、市におけるスポーツの普及及び振興を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	市民主体のスポーツ大会、スポーツの普及振興に関する事業等に係る費用を補助することにより、市のスポーツの普及、振興、育成を図るために必要である。		
補助対象者	朝来市体育協会		
補助対象事業	(1)加盟団体活動強化事業 (2)スポーツ大会等運営事業 (3)体育協会運営事業		
補助率／補助額	補助対象経費を合算した額	上限額	2,050,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 加盟団体が自主運営を行う大会等の回数	20	3	10	23	11	23
② 市民アンケート(スポーツを定期的に行っていますか)	39.7	40.8	41.3	44.6	11	45.3
補助額	2,100,000	1,230,000	1,230,000	2,050,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,100,000	1,230,000	1,230,000	2,050,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	限度額のみ設定あり
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	令和3年3月改正
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市民主体のスポーツ大会、スポーツの普及振興に関する事業等に係る費用を補助することにより、市のスポーツの普及、振興、育成を図るために継続して補助を行う。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市陸上競技協会補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課			
補助要綱	朝来市スポーツ団体補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業			
	4.まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	体育協会等支援事業	R 3	1 年	R 11	改正	

1.事業概要

補助の目的	市内のスポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のために必要な経費の一部を補助することにより、市におけるスポーツの普及及び振興を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	朝来市内の陸上競技を健全に普及発展させることにより、スポーツの振興が図られるため必要である。		
補助対象者	朝来市陸上競技協会		
補助対象事業	(1)陸上大会運営事業 (2)但馬中学校新人駅伝競走大会運営事業 (3)兵庫県郡市区対抗陸上競技大会参加事業 (4)兵庫県群市区対抗駅伝競走大会参加事業 (5)陸上競技協会運営事業		
補助率／補助額	補助対象経費を合算した額の2分の1以内の額	上限額	180,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助対象大会の開催数	5	1	1	5	11	5
② 市民アンケート(スポーツを定期的に行っていますか)	39.7	40.8	41.3	44.6	11	45.3
補助額	180,000	63,327	39,987	180,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	180,000	63,327	39,987	180,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	令和3年3月改正
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市内の陸上競技を健全に普及発展させることにより、スポーツの振興を図るために継続して補助を行う。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	たたらぎダム湖マラソン大会補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課			
補助要綱	朝来市スポーツ団体補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業			
	4.まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	たたらぎダム湖マラソン大会事業	R 3	1 年	R 11	改正	

1.事業概要

補助の目的	市内のスポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のために必要な経費の一部を補助することにより、市におけるスポーツの普及及び振興を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	市民の健康増進や朝来市のPRIにつながるため必要である。		
補助対象者	たたらぎダム湖マラソン大会実行委員会		
補助対象事業	たたらぎダム湖マラソン大会運営事業		
補助率／補助額	補助対象経費を合算した額の2分の1以内の額	上限額	4,400,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 参加選手数(人)	2,005	新型コロナのため中止	新型コロナのため延期	新型コロナのため延期	11	2,300
②						
補助額	4,400,000	1,753,529	0	0	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	4,400,000	1,753,529	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	1	1			—	—
実績報告書	○	○		—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	令和3年3月改正
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①近直3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	令和2・3年度はコロナ禍による未開催のため判定不能
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市のリピーターとしての交流人口の拡大やPR、市民の健康増進につながる事業のため継続して補助を行う。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	ジュピターホール歌謡祭補助金	担当部課	まちづくり協働部 芸術文化課			
補助要綱	ジュピターホール歌謡祭補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業			
	6.豊かな心を育む芸術文化の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	文化会館自主文化事業	H 22	12 年	R	改正	

1.事業概要

補助の目的	ジュピターホール歌謡祭の開催により市民の芸術文化活動を推進し、豊かな心を育むとともに質の高い市民生活を実現する。		
補助が必要な理由	ジュピターホール振興協会が朝来市自主文化事業として実施するジュピターホール歌謡祭の開催経費を補助するものであり、歌謡祭の開催には補助金が不可欠である。		
補助対象者	ジュピターホール振興協会		
補助対象事業	ジュピターホール歌謡祭の経費の内、 審査員に係る審査料及び交通費 ゲスト歌手に係る出演料及び交通費 その他、市長が必要と認める経費		
補助率／補助額	事業費総額の1/2以内	上限額	150万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート(芸術文化)	36.9	34.9	30.2	33.3	5	40
② 入場者数(決勝大会)	400	-	-	400	5	400
補助額	1,500,000	0	0	1,500,000	-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	1,500,000	0	0	1,500,000	-	-
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	-	-
補助件数	1	-	-		-	-
実績報告書	○	×	×	-	-	-

3.団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①近直3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	令和2・3年度はコロナ禍による未開催のため判定不能
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	芸術文化の振興を図る目的のために当該歌謡祭を開催するには補助金が不可欠であるが、事業の恒常化により実施効果が薄れてきていると考えられるため、今後歌謡祭の実施について検討する。
2次	改正	判定結果及び1次評価のとおり、必要な改正を行うこと。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、補助制度の目的達成に向けた改正を行うこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	国民健康保険人間ドック助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市国民健康保険人間ドック助成金交付要綱	根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	22.安心できる医療体制の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	国民健康保険特別会計	R 2	2 年	R	廃止②

1.事業概要

補助の目的	健康への意識づくりを目指し、人間ドックの受診者に対し費用の助成を行うことにより、疾病の予防、早期発見、早期治療等医療費の適正化を図ること		
補助が必要な理由	受診意向の高まりを受けて、今後より一層の積極的な受診が進むためには、「価格が安い」「補助金がある」「予約が取りやすい」「所要時間が短い」等の条件や環境が求められている中において、市が可能な条件の整備は、補助金を交付することである。		
補助対象者	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条に規定する被保険者並びに30歳以上の国保被保険者（同一年度に助成金の交付を受けた者及び市が実施する健康診査を受けた者を除く）		
補助対象事業	人間ドック		
補助率／補助額	15,000円	上限額	15,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 人間ドック受診者数	93	80	86	100		
②						
補助額	930,000	1,195,000	1,290,000	1,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	930,000	1,195,000	1,290,000	1,500,000	—
	地方債					—
	その他					—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	93	80	86	100	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	③については「生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合」に該当
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	補助率の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	市が実施する集団健診における費用 特定健診分7,218円＋各種がん検診分7,514円＝ 14,732円から上限額を15,000円に設定した。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	人間ドックの受診者数が増加傾向であり、早期発見・早期治療を図ることで、被保険者の医療費抑制につながる。 また、健康診査結果のデータ分析により健康課題を明確にすることで、疾病予防や重症化予防に関して効果的・効率的な保健事業に取り組むことができるため、必要不可欠な事業である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	後期高齢者人間ドック助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市後期高齢者医療人間ドック助成金交付要綱	根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	後期高齢者一般管理事業	R 2	2 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	健康への意識づくりを目指し、人間ドックの受診者に対し費用の助成を行うことにより、疾病の予防、早期発見、早期治療等医療費の適正化を図ること		
補助が必要な理由	受診意向の高まりを受けて、今後より一層の積極的な受診が進むためには、「価格が安い」「補助金がある」「予約が取りやすい」「所要時間が短い」等の条件や環境が求められている中において、市が可能な条件の整備は、補助金を交付することである。		
補助対象者	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者(同一年度に助成金の交付を受けた者及び市が実施する健康診査を受けた者を除く)		
補助対象事業	人間ドック		
補助率／補助額	15,000円	上限額	15,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 人間ドック受診者数	25	22	28	30		
②						
補助額	250,000	220,000	420,000	450,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	250,000	220,000	420,000	420,000	—
一般財源	0	0	0	30,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	—	—
補助件数	25	22	28	30	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	③について「後期高齢者医療保険料の滞納がないこと」を規定している
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	補助率の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	市が実施する集団健診における費用 特定健診分7,218円＋各種がん検診分7,514円＝ 14,732円から上限額を15,000円に設定した。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	人間ドックの受診者数が増加傾向であり、早期発見・早期治療を図ることで、高齢者の医療費抑制につながる。 また、健康診査結果のデータ分析により健康課題を明確にすることで、疾病予防や重症化予防に関して効果的・効率的な保健事業に取り組むことができるため、必要不可欠な事業である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	こども医療費助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市こども医療費助成事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	こども医療助成事業	H 25	9 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	こども(小学校4年生～中学校3年生修了まで)の医療費の一部自己負担を助成し、福祉の増進を図る。		
補助が必要な理由	子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けることができる。		
補助対象者	小学校4年生～中学校3年生までのこどもの医療費を負担する保護者 【所得制限】 扶養義務者(幼児等保護者)の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満		
補助対象事業	医療費の一部自己負担額を助成(外来入院とも自己負担なし) ※県助成事業に上乗せして一部を市単独事業として実施 (県事業 医療保険における自己負担額の2/3を一部負担として自己負担【★】 残りを県が助成) 【★】を当補助制度にて助成		
補助率／補助額	医療費額による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠	朝来市こども医療費助成事業実施要綱に基づく上乗せ助成 子育てしやすい環境づくり推進のため		

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① こども医療費受給者数	1,281	1,290	1,294	1,274	6	1,261
② 市民アンケート「安心して子供を産み育てることができる」(%)	37.4	40.2	38.2	38.7	6	40.0
補助額	21,852,029	19,093,853	20,915,436	22,717,722	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	5,921,782	5,180,275	5,699,663	6,065,000	—
	地方債					—
	その他					—
一般財源	15,930,247	13,913,578	15,215,773	16,652,722	—	—
一般財源の割合	72.9%	72.9%	72.7%	73.3%	—	—
補助件数	13,658	11,625	13,222	13,692	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④福祉の増進を図ることを目的としているため、市の徴収金完納及び暴力団等排除は要件としていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①かかった医療費額に応じて助成している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	①県制度に基づき、さらに助成範囲を拡大し、市単独事業で実施しており、実施期間は区切っていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	①受給者各々に対して医療費一部自己負担を求めておらず、助成金額の上限も設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	当該医療費助成は近隣市町とほぼ同等の拡充内容となっており、人口政策、子育てしやすい環境づくりにおいても大きな役割を果たしている。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	安心して医療を受けることができる環境を整えるためには、重要な助成制度である。 子育て支援施策として重要な助成制度である。 県事業と連携して実施しているが、市の負担割合は市独自の政策判断であるため、定期的に効果検証を行うためにも、実施期間を区切ることを検討してはどうか。
最終	継続	市の子育て支援施策として、引き続き事業終期は設けないが、補助金評価により定期的な効果検証を行うこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	未熟児養育医療費助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市未熟児養育医療費助成事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	未熟児養育医療費助成事業	H 25	9 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	未熟児は、正常な申請時に比べて疾病にもかかりやすく心身に障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を行う必要があるため、医療を必要すると認めた未熟児に対して、医療給付を実施する。		
補助が必要な理由	生後速やかに適切な処置を安心して受け、安心して子育てできる環境を作るため。		
補助対象者	①出生時の体重が2,000グラム以下の者 ②生活力が特に弱く、規定する症状(一般状態、体温、呼吸器、循環器系、消化器系、黄疸)のいずれかを示すもの ③上記のいずれかに該当し、医師が入院療養を必要と認める者。		
補助対象事業	入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額について助成。一部自己負担なし。		
補助率／補助額	医療費額による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠	朝来市未熟児養育医療費助成事業実施要綱による 乳幼児医療費助成事業において入院自己負担なしとしており、整合性を図るため。		

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 助成実人数	6	4	8	10	6	10	
② 市民アンケート「安心して子供を産み育てることができる」(%)	37.4	40.2	38.2	38.7	6	40.0	
補助額	1,327,794	919,677	2,281,709	3,000,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	567,377	350,428	859,369	1,300,000	—	—
	県支出金	283,688	175,214	429,684	650,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	476,729	394,035	992,656	1,050,000	—	—	
一般財源の割合	35.9%	42.8%	43.5%	35.0%	—	—	
補助件数	6	4	10	10	—	—	
実績報告書				—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④福祉の増進を図ることを目的としているため、市の徴収金完納及び暴力団等排除は要件としていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①かかった医療費額に応じて助成している。 ②受給者世帯の所得階層区分に応じて扶養義務者から徴収基準額を徴収することもできるが、これに相当する額については徴収していない。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	①助成の性質上、実施期間は区切っていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	①受給者に対して医療費一部負担金を求めておらず、助成金額の上限も設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	平成25年に県から事務移譲されて実施している事業である。生後速やかに適切な処置を必要とする未熟児に対して医療費の自己負担を助成し、経済的負担を軽減することで乳児の健康の保持や福祉の増進を図る目的で実施しており、必要不可欠な助成である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	安心して医療を受けることができる環境を整えるためには、重要な助成制度である。国・県事業と連携して実施しているが、市の負担割合は市独自の政策判断であるため、定期的に効果検証を行うためにも、実施期間を区切ることを検討してはどうか。
最終	継続	市の子育て支援施策として、引き続き事業終期は設けなが、補助金評価により定期的な効果検証を行うこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	高校生等医療費助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市高校生等医療費助成要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	高校生等医療費助成事業	H 29	5 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	高校生等の保健の向上及び保護者の経済的負担を軽減する。		
補助が必要な理由	高校生等に係る入院医療費の一部自己負担を助成し、保護者の経済的負担を軽減する。		
補助対象者	市内の区域内に住所を有する高校生等の医療費を負担する保護者 【所得制限】乳幼児等医療費助成事業の基準を準用		
補助対象事業	当該者の疾病または負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、一部自己負担の助成 市内の区域内に住所を有する下記の者のうち、15歳に達する日の翌日以降最初の4月1日から20歳に達する日の属する月の末日までにあるもの。 ・高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在学する者 ・高等専門学校に在学し、第3学年の課程を修了するまでの者 ・専修学校(高等課程に限る)に在学する者 ・外国人学校に在学する者 助成内容:入院療養に係る被保険者等負担額に相当する額(償還払い)		
補助率/補助額	医療費額による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 助成人数	4	1	3	5	6	5
② 市民アンケート「安心して子供を産み育てることができる」(%)	37.4	40.2	38.2	38.7	6	40.0
補助額	360,158	60,850	329,330	500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	360,158	60,850	329,330	500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	4	1	3	5	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④福祉の増進を図ることを目的としているため、市の徴収金完納及び暴力団等排除は要件としていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①かかった医療費額に応じて助成している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	①実施期間は区切っていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	①受給者に対して入院医療費一部負担金を求めておらず、助成金額の上限も設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	平成29年度から新規事業。高校生までの医療費助成は近隣市町と比較しても充実した内容となっており、人口政策、子育て環境づくりには大きな役割を果たしている。制度を開始して5年経過したが、年度末に対象者家庭に制度案内するなど制度周知を図っているところである。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	子育て支援施策として重要な助成制度である。他市の状況を踏まえると、通院医療費も助成対象に追加することを検討してはどうか。実施期間を区切り、効果検証を行うことが必要である。
最終	改正	市の子育て支援策として、通院医療費も助成対象とする。また、引き続き事業終期は設けないが、補助金評価により定期的な効果検証を行うこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	集団回収助成金	担当部課	市民生活部市民課			
補助要綱	朝来市集団回収助成金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	29.地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	集団回収事業	R 2	2 年	R 10	廃止②	

1.事業概要

補助の目的	資源ごみの再資源化及び減量化の促進並びにリサイクル意識の向上を図る		
補助が必要な理由	市民による資源ごみの回収を促すことにより、リサイクルに関心をもち、ごみの再資源化と減量化を図るために必要		
補助対象者	小学校PTA、こども会、地域自治協議会、自治会等		
補助対象事業	市内の家庭等から排出される資源ごみの集団回収事業		
補助率／補助額	紙類(新聞4円/kg、雑誌4円/kg、段ボール4円/kg)繊維類4円/kg、びん類3円/本	上限額	同一団体1会計年度50万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績(改正前)	実績	実績	計画	年度	計画
① 集団回収量(紙類)単位:t	702	537	495	768	11	600
② 集団回収量(びん)単位:本	1,499	1,543	696	2,172	11	1,000
補助額	2,377,368	2,092,791	2,186,728	3,343,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,377,368	2,092,791	2,186,728	3,343,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	62	55	53	62	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	分類ごとの単価に応じた補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	コロナ禍もあり回収量は減少しているが、目的は達成しているため費用対効果は一定ある。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市民のリサイクル意識の向上及び行政の計画収集の効率化を図るため継続が必要。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市連合国際交流協会補助金	担当部課	市民生活部人権推進課		
補助要綱	朝来市連合国際交流協会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	事業費補助金ソフト事業		
	17.未来につながる多文化共生の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	連合国際交流協会支援事業	R 3	1 年	R 11	廃止②

1.事業概要

補助の目的	市民の国際理解を深める交流活動を推進するとともに、在留外国人も地域の一員として安心して暮らせるまちづくりを進めるため。		
補助が必要な理由	国際理解教育の向上、友好交流を深める国際性豊かな市民の育成を図るため。		
補助対象者	朝来市連合国際交流協会		
補助対象事業	1. 中学生海外派遣事業【※教育委員会事業】 2. 海外中学生派遣受入事業【※教育委員会事業】 3. その他の交流事業(旧町交流協会事業等) 4. 特認事業(あさご日本語教室、会報発行等)		
補助率／補助額	要綱別表で規定	上限額	要綱別表で規定
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 国際交流において多様な文化に触れる機会がある			11.6	12.1	11	16
② 外国人日本語教室受講者数	26	27	20	20	11	30
補助額	2,150,448	1,290,390	971,072	2,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	115,503	121,842	79,362	80,000	—
一般財源	2,034,945	1,168,548	891,710	2,420,000	—	—
一般財源の割合	94.6%	90.6%	91.8%	96.8%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	事業実施上、食糧費(レセプション)が必要
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和2・3年度はコロナ禍の影響を受けた
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市内在住外国人が増加しており、「あさご日本語教室」の需要も増えてきている。多文化共生への理解を深めるためにも、行政として交流協会や企業等と連携しながらサポート体制を構築していくことが重要となっている。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来地区人権擁護委員会補助金	担当部課	市民生活部人権推進課		
補助要綱	豊岡人権擁護委員協議会朝来市地区委員会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業		
	5.多様性を尊重する人権文化の醸成	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	社会福祉総務一般管理事業	R 3	1 年	R 11	改正

1.事業概要

補助の目的	基本的人権の擁護及び自由人権思想の普及高揚の一層の進捗を図る。		
補助が必要な理由	人権擁護委員活動の充実のためには資質維持向上の研修等が必要である。		
補助対象者	豊岡人権擁護委員協議会朝来市地区委員会		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談に関する事業 ・人権に関する啓発事業 ・人権擁護委員の資質向上のための研修 ・前3号に掲げるもののほか、人権の擁護に関する事業 		
補助率／補助額	補助対象経費の2分の1	上限額	100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 研修会実施・参加活動	3	1	2	3	11	3
② 市民アンケート(人権尊重)			34.0	36.0	11	50.0
補助額	32,800	0	0	55,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	32,800	0	0	55,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数	3	0	0	0	—	—
実績報告書	○			—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和2、3年度はコロナ禍により事業を縮小したため、補助金申請はしていない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚を図るため活動を行っており、その充実のためには資質の維持向上の研修等が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	更生保護活動補助金	担当部課	市民生活部 人権推進課		
補助要綱	朝来市更生保護活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業		
	5.多様性を尊重する人権文化の醸成	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	社会福祉総務一般管理事業	R 3	1 年	R 11	廃止②

1.事業概要

補助の目的	犯罪や非行のない明るい社会をつくるため、犯罪や非行に陥った人への更生保護活動団体に補助金を交付する。		
補助が必要な理由	保護司会は民間のボランティアとされており、国から実費弁償費が支給される以外は、会員の会費、有志からの協賛金、市補助金によって運営されている。更生保護女性会は会費と市補助金によって運営されている。推進月間に合わせた大会や視察研修、非行防止の取り組みなど、各種更生保護活動の継続のために補助が必要である。		
補助対象者	朝来保護区保護司会(22名)、朝来更生保護女性会(58名)		
補助対象事業	<p>犯罪や非行を予防し、地域社会の安全、住民福祉の向上に寄与する活動。 罪を犯した者の更生保護に関する活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝来保護区保護司会(上限額:200,000円) ・朝来更生保護女性会(上限額:51,000円) 		
補助率／補助額	50%	上限額	251,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート(人権尊重)			34.0	36.0	11	50
② 社会を明るくする運動推進大会の実施	1	0	0	1	11	1
補助額	251,000	251,000	251,000	251,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	251,000	251,000	251,000	251,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	2	2	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	コロナ禍により事業を縮小
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、更生保護活動団体が担う役割も一層重要になっている。朝来保護区保護司会及び朝来更生保護女性会においても、犯罪や非行に陥った人への更生保護活動に尽力いただいている中、その活動において補助が必要となる。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	人権教育・啓発推進事業補助金	担当部課	市民生活部人権推進課		
補助要綱	朝来市人権教育啓発推進活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業		
	5.多様性を尊重する人権文化の醸成	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	人権啓発事業	R 3	1 年	R 11	改正

1.事業概要

補助の目的	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条に規定する活動を推進する団体を支援することにより、市民一人一人の人権が尊重され、あらゆる差別を解消することを目的とする。		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本会は教育、福祉、自治会、企業等の関係者をもって組織されており、本補助金によりすべての活動を行っている。 ・活動の継続のために補助が必要となる。 		
補助対象者	生野町人権教育推進協議会・和田山町人権教育推進協議会・山東町人権教育推進協議会・朝来市人権教育推進協議会・朝来市人権教育推進協議会連合会		
補助対象事業	<p>人権課題の解決を図り、豊かな人権文化を構築するための教育及び啓発の推進を目的とした事業。</p> <p>(1) 講演会、学習会及び研究会の開催 (2) 啓発チラシ、啓発冊子等の作成及び各種資料の収集 (3) 関係機関及び団体との共同研究及び活動の連携 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動</p>		
補助率／補助額	補助対象経費の全額	上限額	交付要綱に規定
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート(人権尊重)			34.0	36.0	11	50.0
② 人権講演会及び学習会等への参加者	1,217	196	218	500	11	1,200
補助額	1,174,000	0	441,000	1,274,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,174,000	0	441,000	1,274,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	4	0	4	5	—	—
実績報告書	○		○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	食糧費及び親睦費が補助対象外経費として規定されていない
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	限度額のみ設定あり
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①近直3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和2年度はコロナ禍により事業を縮小したため、補助金申請はしていない。令和3年度は一部の事業のみ実施
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	人権講演会等の参加者は壮年層と老年層が殆どであり、若年層の参加を促す取り組みが必要である。また、人権啓発の進め方として、日常生活の中で自然に人権について考えてもらえるような機会を提供する必要がある。人権文化をすすめる県民運動推進強調月間や人権週間期間内に広報紙による呼びかけ等も含め、多くの市民の目に触れるような啓発の取組を行う。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	補助対象者である団体の組織構成上、自主財源がなく、全額補助金で事業実施がなされることは理解できる。補助対象外経費に食糧費及び親睦費が明記されていないことについて、実態は研修講師の弁当・お茶代の支出であれば、研修会開催経費として捉えることができるため、補助対象外経費として食糧費及び親睦費を明記することが必要である。
最終	改正	外部評価のとおり、実態に合わせて補助対象外経費に食糧費及び親睦費を明記するよう補助要綱を改正すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	婦人共励会活動費助成金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業		
	18.一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	福祉団体支援事業	R 3	1 年	R 11	改正

1.事業概要

補助の目的	団体の自主自立活動を促進し、社会福祉の増進に寄与する。		
補助が必要な理由	朝来市内に居住する母子家庭及び寡婦の福祉増進と自立を図ることを目的としているため		
補助対象者	朝来市婦人共励会		
補助対象事業	婦人共励会の活動助成金 ・但馬及び朝来市女性団体ネットワーク会議に出席 ・但馬ブロック若年母子家庭のつどい、兵庫県婦人共励会の各種会議や研修会に参加 ・県及び市の母子寡婦福祉大会の開催と出席 ・市母子家庭等野外活動「親と子のつどい」「サークル活動」、物品販売事業の実施 ・母子家庭等福祉懇談会を市と共催で実施		
補助率／補助額	50%	上限額	100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 婦人共励会 会議等活動回数	15	10	13	15	R11	15
②						
補助額	61,600	61,600	43,000	60,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	61,600	61,600	43,000	60,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	母子家庭及び寡婦の福祉の増進と自立を図ることを目的としており、継続が妥当である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	市遺族会助成金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業		
	18.一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	福祉団体支援事業	R 3	1 年	R 11	改正

1.事業概要

補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> 福祉団体の活動支援と経費の補助を行う。 団体の自主自立活動を促進し、社会福祉の増進に寄与する。 		
補助が必要な理由	兵庫県遺族会の下部組織として、朝来市内に居住する戦没軍人軍属の遺族をもって組織し、会務の運営に当たるとともに、会員相互の親睦を図り、戦没者の慰霊並びに遺族の生活の安定を目指すことを目的としているため		
補助対象者	兵庫県遺族会朝来市支部		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 護国神社慰霊大祭・全国戦没者追悼式・朝来市戦没者追悼式への出席 戦没者遺族長寿祝い訪問 研修会開催等 		
補助率／補助額	50%	上限額	330,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 会議等活動回数	15	6	6	15	R11	15
②						
補助額	300,000	300,000	241,000	290,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	300,000	300,000	241,000	290,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	戦没者の慰霊を行う団体であり、市としても活動補助を行い、活動を支える必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	災害ボランティア活動サポート事業補助金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業		
	18.一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	社会福祉協議会支援事業	H25	9 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	災害ボランティアに特化したボランティア活動支援		
補助が必要な理由	社会福祉協議会の災害ボランティアに特化した活動に対する支援を行い、社会福祉の増進を図るため		
補助対象者	朝来市社会福祉協議会		
補助対象事業	・市町ボランティア活動支援事業補助金については、災害ボランティアに特化し対象経費2,000千円×1/2＝1,000千円を上限に活動を支援する。		
補助率／補助額	50%	上限額	1,000,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 対象事業	1	1	1	1	R11	1
②						
補助額	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③市の徴収金、④暴力団等排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	地域福祉を推進する中核として社会福祉法にも位置づけられている社会福祉協議会の災害ボランティア活動については公共性の高い活動であり、継続して支援する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	市手をつなぐ育成会活動助成金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課			
補助要綱	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業			
	21.障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	障害者団体等支援事業	R 3	1 年	R 11	改正	

1.事業概要

補助の目的	障害者団体の自主自立活動を促進し、障害者団体の自主自立活動を促進する。		
補助が必要な理由	障害者団体の自主自立活動を促進し、多様な地域活動の場や機会を提供することで、障害のある人の社会参加を促進するため。		
補助対象者	市の区域内で活動を展開する社会福祉団体(朝来市手をつなぐ育成会)		
補助対象事業	①知的障害者(児)の自立生活を支援する活動 ②知的障害者(児)の福祉の増進を図る活動 ③知的障害者(児)についての知識の普及啓発活動 ④知的障害者(児)の特殊教育を促進するための活動 ⑤知的障害者(児)に関する関係機関との連絡調整 ⑥その他本会の目的達成に必要な活動		
補助率／補助額	50%	上限額	200,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 会員数	45	43	38	40	R11	50
② 活動への参加者数	153	53	89	100	R11	120
補助額	157,500	150,500	158,000	158,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	157,500	150,500	158,000	158,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	役員がイベント等事業展開の担い手として、また、市行政の各種事業計画策定委員や条例策定委員、プロジェクト検討委員等にも参画し、その役割は大きい。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市身体障害者自動車改造費助成事業	担当部課	健康福祉部 社会福祉課			
補助要綱	朝来市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	21.障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	障害者(児)地域生活支援事業	H 17	17 年	R	改正	

1.事業概要

補助の目的	身体障害者の就労等を支援し、社会参加を促進するため、就労等に伴い自動車を取得する場合にその自動車の改造に要する経費の一部を補助する。		
補助が必要な理由	身体障害者の就労等を支援、社会参加を促進するため。		
補助対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者(他、詳細要件あり)		
補助対象事業	自動車の走行装置及び駆動装置等の改造に要する経費		
補助率／補助額	10／10 実支出額と上限額を比較し、少ない方の額	上限額	1台当たり100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 制度を利用して社会参加が図れた人	3	1	1	2	R11	2
②						
補助額	290,000	100,000	100,000	200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	290,000	100,000	100,000	200,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	3	1	1	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること		○ ○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること		○ ○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること		○ ○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること		○ ○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること		○ × ④暴力団等排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと		○ ○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと		○ × 限度額のみ設定
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)		○ × 終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること		○ ○ 国県制度に準じて設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること		○ ○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		○ ○
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	身体障害者の就労等を支援し、社会参加を促進するため継続する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市身体障害者自動車運転免許取得費補助金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	21.障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	障害者(児)地域生活支援事業	H 17	17 年	R	改正

1.事業概要

補助の目的	身体障害者の就労等社会参加に寄与し、自立更正の促進を図るため、運転免許を取得するために要する費用を補助する。		
補助が必要な理由	身体障害者の就労等を支援、社会参加を促進するため。		
補助対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者(他、詳細要件あり)		
補助対象事業	運転免許を取得するために直接要した費用		
補助率／補助額	10/10 実支出額と上限額を比較し、少ない方の額	上限額	100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 制度を利用して社会参加が図れた人	0	0	0	1	R11	1
②						
補助額				100,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	100,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数	0	0	0	1	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	④暴力団等排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	限度額のみ設定
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国県制度に準じて設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	過去3年間実績なし
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	身体障害者の就労等を支援し、社会参加を促進するため継続する必要がある。
2次	廃止②	平成28年度から令和3年度までの6カ年度で実績1件と利用頻度が低いことから、一旦廃止して改めて効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	身体障害者の就労等社会参加を補助の目的とするならば、運転免許取得以外の資格取得に対する支援も必要ではないか。 過去3年間の実績がない理由を把握することが必要である。 国・県の制度の状況を踏まえつつ、身体障害者の就労等社会参加のために朝来市にあった制度を再設計する必要がある。
最終	廃止②	外部評価のとおり、現状に応じた身体障害者の就労等社会参加のための支援制度となるよう、改めて検討すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	老人クラブ等社会活動促進事業補助金	担当部課	健康福祉部 高年福祉課		
補助要綱	老人クラブ等社会活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業		
	20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	老人クラブ支援事業	H 17	17 年	R	改正

1.事業概要

補助の目的	市内の老人クラブ及び朝来市老人クラブ連合会が老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのために多様な社会活動を行い、老後の生活を豊かなものにするるとともに明るい長寿社会に資することを目的とする		
補助が必要な理由	高齢者の生きがいと健康づくりの活動を促進し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと生活できるようにするため		
補助対象者	①単位老人クラブ ②朝来市老人クラブ連合会		
補助対象事業	①単位老人クラブ 老後の生活を健全で豊かにするために単位老人クラブが実施する、ひとり暮らし老人の見守り、グラウンドゴルフなどの各種スポーツやイベントによる高齢者と他世代との交流促進事業、子育て支援・見守り活動等 ②朝来市老人クラブ連合会 市老人クラブ連合会が実施する各老人クラブへの活動促進事業や健康づくり・介護予防支援事業		
補助率／補助額	①単位老人クラブ:適合クラブ@100,000円・小規模クラブ@55,000円(会員数30名以上が適合クラブ、29名以下が小規模クラブ) ②朝来市老人クラブ連合会:実績に応じて定額	上限額	県基準額
上乗せ補助がある場合の根拠	県補助金(老人クラブ活動強化推進事業、老人クラブ活動等社会活動促進事業、老人クラブ連合会による健康づくり・介護予防支援事業)に加えて、単位老人クラブについて、在宅独居者等見守り・友愛活動に対して10千円を市単費で加算。平成20年度に国庫補助金の基準額が10千円減額となった時に、市長政策判断でこの10千円を市単費で補填することとした。		

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 助成対象クラブ数	74	74	69	69	6	69
② 元気高齢者の割合	78.5	78.4	78.2	78.5	6	80.0
補助額	10,173,000	9,038,000	8,575,000	9,704,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	5,489,000	4,718,000	4,423,000	5,097,000	—
	地方債					—
	その他					—
一般財源	4,684,000	4,320,000	4,152,000	4,607,000	—	—
一般財源の割合	46.0%	47.8%	48.4%	47.5%	—	—
補助件数	75	75	70	70	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金、④暴力団等排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	原則、県基準に準拠 ただし、10千円の上乗せ補助あり
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	高齢者の生きがいと健康づくりの活動を促進し、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるようにするための補助金。令和5年度から補助金減額を予定していた兵庫県は、減額計画を凍結しており、コロナ感染拡大防止と両立を図りながら、活動再開やウィズコロナ時代に対応した新たな取組みを支援する観点から、必要な事業である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 市独自の上乗せ補助については、効果検証しながら、適正な運用を図ること。
外部	改正	老人クラブは重要な組織であり、出来る限り高齢者の負担を増やさず、活性化するための方策が必要である。 子ども会など他団体と連携した活動をした場合は補助金を加算するなど、老人クラブの活性化や高齢者の社会活動を補助制度を通じて促すことが必要である。
最終	継続	兵庫県の「県政改革方針」等の動向を踏まえ調整していく必要があるため、現段階では継続とする。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	社会福祉協議会等活動補助金	担当部課	健康福祉部 高年福祉課			
補助要綱	社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業			
	20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	地域福祉基金運用事業	R 3	1 年	R 11	改正	

1.事業概要

補助の目的	朝来市地域福祉基金から生じる利子を財源として、高齢者の保健福祉の向上と民間福祉活動の活性化を図る		
補助が必要な理由	高齢者の保健福祉の増進と民間福祉活動の活性化を図るため		
補助対象者	社会福祉事業の活動を目的とする社会福祉団体(高齢者施設合同連絡会)		
補助対象事業	社会福祉団体が行う次に掲げる事業 (1)地域社会福祉事業の推進に関すること。 (2)地域社会の調査に関すること。 (3)広報及び資料の発行に関すること。 (4)社会福祉事業従事者の研修等に関すること。 (5)社会福祉施設及び社会福祉団体等の連携に関すること。		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 元気高齢者の割合	78.5	78.4	78.2	78.5	6	80.0
②						
補助額	1,475,919	651,291	253,000	800,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,475,919	651,291	253,000	800,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	×	×	対象外経費の規定なし
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	補助率の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	上限の規定はないが、実質、当該年度に想定される地域福基金利子額が上限となる
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	介護人材の確保と資質向上が課題となる中、高齢者施設合同連絡会(市内の特養5施設)と連携し、介護ボランティア活動の人材育成や介護従事者の知識・技術の習得及び向上を図るうえで、必要な活動である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 補助対象経費を明確化すること。
外部	改正	要綱に補助対象外経費、補助率、上限額の規定がないことの原因が不明確である。 公平性を担保するために、明確な理由がない場合は、要綱に規定することが必要である。
最終	改正	外部評価のとおり、補助対象経費を明確にする等、要綱を整理すること。 また、事業目的を達成するために、補助制度が適切かどうか他の執行方法も含めて検討すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	医師就労支援対策交付金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市医師就労支援対策交付金要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業		
	22.安心できる医療体制の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	地域医療対策推進事業	H 24	10 年	R 5	改正

1.事業概要

補助の目的	公立豊岡病院組合立朝来医療センター(以下「センター」という)の医師不足の解消を図るため、医師にセンターに勤務することへの優位性を持たせるとともに、それぞれの医師の更なる志学の向上を支援すること、並びに市内開業医(歯科医を除く)で構成された団体(以下「医師会」という)の更なる組織強化と活動の促進、及び医師会に所属する医師の志学の向上を支援することを目的とする。		
補助が必要な理由	センターの医師不足の解消を図り、地域医療提供体制の充実を図るため。		
補助対象者	(1) 組織強化事業 センターに勤務する医師で構成された団体又は医師会 (2) 研究・研修事業 センターに勤務する医師で構成された団体		
補助対象事業	(1) 組織強化事業 ア 医師の志学の向上のための活動 イ 市民等を対象とした研修会、講習会等の開催 ウ 医師の紹介、招へいのための活動及び団体、医師会の組織強化のための活動 エ その他地域医療充実のため市長が必要と認める活動 (2) 研究・研修事業 ア 医師の自己研さんのための研究・研修活動 イ その他医師の資質向上のため市長が必要と認める活動		
補助率／補助額	(1) 組織強化事業に掲げる活動の合算額 (2) 研究・研修事業の活動に要した費用の1/2	上限額	研究・研修事業は医師1人につき50万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 公立病院、医師会等団体数	2	2	2	2	5	2
② 公立病院の医師数	7	8	8	11	5	11
補助額	361,840	272,800	427,399	1,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	361,840	272,800	427,399	1,500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	4	2	2	3	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	組織強化事業は補助率の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	組織強化事業は上限額の規定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来医療センターの医師や医師会に対し、医療情報の提供や志学向上にむけた活動支援を行う事で、地域医療の充実につながり、医療に対する市民の安心感が高まるため、継続が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	不育症治療費助成金	担当部課	健幸づくり推進課			
補助要綱	朝来市不育症治療費助成金支給要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	不妊・不育症治療費助成事業	H 28	6 年		継続	

1. 事業概要

補助の目的	医療保険適用外の不育症の検査費や治療費の一部を助成し、不育症の早期受診・早期治療の促進や経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。		
補助が必要な理由	不育症の治療による出生率は7割と高い一方で、不育症の認知度は低く理解不足から受診につながっていない状況があることから、県では出生数の増加をめざし、各市町に本事業の実施をすすめている。 高額な医療費等への助成を行うことは、相対的に所得の低い若い世代の経済的な軽減を図ることができるので、早期受診、早期治療につながり、子どもを欲しいと願う夫婦の希望を実現でき、少子化対策の一助となる。		
補助対象者	(1) 不育症の検査及び治療の期間及び申請日において市に住所を有する法律上の夫婦であり、治療開始日に妻の年齢が43歳未満の者 (2) 不育症と診断されていること (3) 市税等市の徴収金を滞納していないこと (4) 他の自治体から同様の助成を受けていないこと (5) 医療保険に加入していること		
補助対象事業	不育症のリスク因子の検査、絨毛染色体検査、及び不育症の治療(母体が妊娠を維持できるようにするための治療)に要した医療保険適用外の費用に対する一部助成 ※兵庫県の補助事業の不育症治療支援事業実施要綱に一部基づき実施。		
補助率/補助額	規定無し	上限額	1年度につき15万円
上乗せ補助がある場合の根拠	上乗せ補助なし		

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20~40歳代	48.9	46.8	47.7	48.2	11	51.7
②						
補助額	128,844	0	0	150,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	32,000			75,000	—
	地方債					—
	その他					—
一般財源	96,844	0	0	75,000	—	—
一般財源の割合	75.2%	#DIV/0!	#DIV/0!	50.0%	—	—
補助件数	1	0	0	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	直接的な少子化対策として意義があり、子どもを望む夫婦の経済的な支援として実施のため、補助率を1/2以内とはしていない
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	県の不育症治療支援事業補助金の積算根拠として示された中に、保険適用外の検査・治療費は年間30万円と試算されており、この金額をもとにして上限額を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	実績は少ないが、「安心して子どもを生み育てることができる」ことへの一定の効果は認められる
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	本事業は、年間の申請件数は少ないが、助成金を支給することで若い世代の経済的負担軽減を図り、早期受診・早期治療が受けやすくなる為、少子化対策として直接的な出生数の増加につながる制度である。県が推奨するように安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進の為に継続実施が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	妊婦健康診査費助成金	担当部課	健幸づくり推進課			
補助要綱	朝来市妊婦健康診査費助成要綱	根拠法令	母子保健法			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	妊婦健康診査費助成事業	R 4	0 年	R		

1.事業概要

補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法第13条に基づく妊産婦を対象とした健康診査に係る費用を助成し、積極的に妊婦健診の受診勧奨をすることにより、妊婦の健康の保持及び増進に寄与する。 ・妊娠の経済的負担の軽減を図ることで、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える。 		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦が適切な時期に健康診査を受けることができるよう、経済的負担の軽減を図る。 ・安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える。 		
補助対象者	妊婦健診の受診日において市内に住所を有する者		
補助対象事業	妊婦健康診査		
補助率／補助額	健診費全額助成(100%)	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20~40歳代	48.9	46.8	47.7	48.2	11	51.7
②						
補助額	17,918,093	16,771,776	14,932,042	19,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	17,918,093	16,771,776	14,932,042	19,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	307	281	245	200	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市の徴収金の完納は要件としていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国が示す妊婦健康診査について望ましい基準(時期、回数、内容等)が受けられるように基づき市の責務として実施。本市の少子化対策としても全額助成としている
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	上記記載のとおり上限については設定していない
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	母体や胎児の健康確保のために妊婦健康診査は重要である。厚生労働省からも妊娠、出産にかかる経済的負担を軽減し、積極的な妊婦健康診査を促すため公費負担の充実に努めるよう市町への通知がなされている。安心して妊娠、出産ができる環境を推進するため、継続実施が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	産婦健康診査費助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市産婦健康診査費助成要綱	根拠法令	母子保健法、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	産婦健康診査費助成事業	R 4	0 年	R	

1.事業概要

補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健法第13条に基づく産婦を対象とした健康診査に係る費用を助成し、産婦の産後うつ及び新生児への虐待を予防することを目的とする。 妊娠・出産の経済的負担の軽減を図ることで、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える。 		
補助が必要な理由	産婦の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整える。		
補助対象者	産婦健診の受診日において市内に住所を有する出産後8週以内の産婦		
補助対象事業	産後8週までに受診した産婦健康診査		
補助率／補助額	健診費相当額(上限額あり)	上限額	1回の出産につき1回限り、5,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20~40歳代	48.9	46.8	47.7	48.2	11	51.7
②						
補助額			495,656	875,000	—	—
特定財源	国庫支出金		217,000	375,000	—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	278,656	500,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	56.2%	57.1%	—	—
補助件数			121	175	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市の徴収金の完納は要件としていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国の示す要綱に基づき実施
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和3年度からの制度であり、比較ができない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	本事業は国の母子保健医療対策総合支援事業に位置付けられており、母体の身体的機能の回復や、精神状態の把握し、要支援の者に対する必要なケアを早期に提供していくために必要な健診である。健診費用に係る経済的負担の軽減と産婦健診の受診の機会を確保することは重要であり継続実施が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 5 日

区分	既存				
補助事業名	新生児聴覚検査費助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市新生児聴覚検査費助成要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	新生児聴覚検査費助成事業	R 4	0 年	R	

1.事業概要

補助の目的	新生児聴覚検査に要する費用を助成することにより、新生児聴覚検査の普及啓発と受検を促進し、聴覚障害の早期発見と早期支援を図ることを目的として実施する。		
補助が必要な理由	新生児聴覚検査にかかる経済的負担を軽減し、受検を促進することで、先天性聴覚障害の早期発見と早期支援を図る。		
補助対象者	新生児聴覚検査を受けた児の保護者		
補助対象事業	新生児聴覚検査(初回検査のみ)		
補助率／補助額	検査費相当額(上限額あり)	上限額	新生児1人につき1回限り、5,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20～40歳代	48.9	46.8	47.7	48.2	11	51.7
②						
補助額	821,460	827,740	756,000	875,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	821,460	827,740	756,000	875,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	166	168	152	175	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市の徴収金の完納は要件としていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	補助率の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	新生児聴覚検査の受検率は98~100%で推移しており、毎年1~3名が再検査となり、聴覚障害の早期発見と早期支援につながっている。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	新生児聴覚検査は平成19年度から地方交付税措置となり一般財源化となったが、聴覚障害の早期発見と早期支援を行うため、検査費用にかかる経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が聴覚検査を受検できる体制を整備していくよう厚生労働省からも通知がなされている。乳児の健康の保持や福祉の増進のために継続実施が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	特定不妊治療費助成金	担当部課	健幸づくり推進課			
補助要綱	朝来市特定不妊治療費助成事業実施要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	不妊・不育症治療費助成事業	H 23	11 年	R	継続	

1. 事業概要

補助の目的	少子化対策として、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的な負担の軽減を図ることで安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進する。				
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを望む夫婦が必要な治療を受け、妊娠・出産を実現するためには、高額な治療費負担の軽減を図ることが必要である。 治療費の一部助成制度は、相対的に所得が低い若い世代の夫婦が早期に治療を受けやすい環境につながる。 少子化対策の一助となる。 				
補助対象者	次の要件をすべて満たす者 (1) 法律婚または事実婚の夫婦であり、夫婦のいずれもが市内に住所を有していること (2) 兵庫県特定不妊治療費助成事業の該当者 (3) 兵庫県以外の地方公共団体からの助成を受けていない者 (4) 市税等市の徴収金を滞納していないこと				
補助対象事業	医療保険適用外の特定不妊治療(顕微授精・体外受精)に要した医療費に対する費用の一部助成				
補助率／補助額	特定不妊治療に要した医療費から、県要綱に基づく助成額を控除した額に対し市から助成	上限額	1回につき15万円(治療内容により5万円)、男性不妊治療を行った場合は1回につき10万円		
上乗せ補助がある場合の根拠	平成23年度から少子化対策の一つとして本事業を開始。1回の治療(投薬、採卵～移植)に平均50万円前後要するが、1回の治療では妊娠が難しく、治療を複数回受けている夫婦が多く治療費負担が高額になっている。県からの助成金だけでは支援として十分ではないことから、子どもを希望する夫婦に対し、経済的な負担軽減のため市からの上乗せ助成を行っている。さらに、市の助成制度を利用することによって、出産に際して母体や子どもへのリスクが低い若い世代が早くに必要な治療を始めることができる。				

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20～40歳代	48.9	46.8	47.7	48.2	6	48.7
②						
補助額	2,156,129	3,115,020	3,701,633	1,150,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,156,129	3,115,020	3,701,633	1,150,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	30	27	40	10	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	④暴力団等排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	②医療保険適用外の特定不妊治療費は高額であり、繰返し治療を受ける者が多い。県下各市町も同様に上乗せ補助を実施している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定無し
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	治療内容・区分によって治療に要する費用は異なるが、ここ数年は、申請者の1回の平均治療費の平均が約50~60万円と高額になっている。県からの助成額を差し引いた額(自己負担額)に対し、上限額は1/2上限となるよう設定している。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	②本制度は令和6年度に終了。
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	令和4年度から特定不妊治療が医療保険適用となり、県は、その経過措置として、令和4年3月31日以前に医療保険適用外で治療を開始し、令和5年度末までに治療を終えた夫婦に対して1回に限り助成する。本市も県の制度にあわせて令和6年度まで継続実施する。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	特定不妊治療費負担軽減助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市特定不妊治療費負担軽減助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	不妊・不育症治療費助成事業	R 4	0 年	R	

1. 事業概要

補助の目的	少子化対策として、子どもが欲しいと願う夫婦の経済的な負担の軽減を図るとともに不妊治療が必要とされる方を早期治療に繋げることで安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進する。				
補助が必要な理由	・特定不妊治療(顕微授精・体外受精)は令和4年度から保険適用となったが、先進医療や保険適用外となる治療が必要な場合もあり、依然として治療費は高額であるため、経済的負担の軽減を図ることが必要である。 ・治療費の助成制度は、相対的に所得が低い若い世代の夫婦が早期に治療を受けやすい環境につながり、少子化対策の一助となる。				
補助対象者	次の要件をすべて満たす者 (1)法律婚または事実婚の夫婦であり、当該治療を受けた期間及び申請日現在、夫婦のいずれもが市内に住所を有していること (2)医療保険に加入していること (3)当該助成に係る治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること (4)申請に係る治療について、若年がん患者妊孕性温存治療費助成の交付を受けていないこと (5)市税等市の徴収金を滞納していないこと				
補助対象事業	医療保険適用内外の特定不妊治療(顕微授精・体外受精)に要した費用にかかる自己負担額に対し一部助成				
補助率/補助額	助成対象経費の1/2 (区分ごとに上限額あり)	上限額	①保険適用の治療(先進医療を含む):10万円(治療内容により2万5千円)②保険適用外の治療:15万円(治療内容により5万円)③男性不妊治療:10万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	計画	年度	計画
①	市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20~40歳代	48.9	46.8	47.7	48.2	11	51.7
②							
補助額					2,600,000	-	-
特定財源	国庫支出金					-	-
	県支出金					-	-
	地方債					-	-
	その他					-	-
一般財源		0	0	0	2,600,000	-	-
一般財源の割合		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	-	-
補助件数					32	-	-
実績報告書					-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和4年度からの制度であり、比較ができない
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	特定不妊治療(顕微授精・体外受精)は令和4年度から保険適用となったが、先進医療や保険適用外となる治療が必要な場合もあり、依然として治療費は高額である。不妊治療にかかる費用を一部助成し、経済的な負担の軽減を図ることが、妊娠を希望する夫婦に治療を継続して受ける機会を提供することにつながる。安心して妊娠、出産ができる環境づくりの推進、少子化対策につながるため、継続実施する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	一般不妊治療費助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市一般不妊治療費助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	不妊・不育症治療費助成事業	R 3	1 年	R	

1.事業概要

補助の目的	少子化対策として、一般不妊治療にかかる費用についても一部助成し、不妊症の早期発見、治療を促進するとともにその経済的な負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進する。		
補助が必要な理由	不妊治療は、妊娠、出産するまで、あるいは治療をやめる決断をするまで続き、医療機関への頻回な受診等、身体的な負担に加え、精神的・経済的にも負担が大きくなる。相対的に所得が低い若い世代の夫婦が早期に必要な治療を受けやすい環境とするために経済的な負担軽減を図ることが必要である。		
補助対象者	次の要件をすべて満たす者とする。 (1)法律上の夫婦または事実婚の夫婦であり、当該検査を受けた期間及び申請日現在、夫婦のいずれもが市内に住所を有していること (2)医療保険に加入していること (3)当該助成に係る治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること (4)申請に係る治療について、他の自治体を実施する不妊治療の助成を受けていないこと (5)市税等市の徴収金を滞納していないこと		
補助対象事業	一般不妊治療に要した費用の自己負担額に対し、一部を助成する。		
補助率／補助額	1年度(1月1日から12月31日を1年度とする)につき、助成対象経費の1/2(上限額あり)	上限額	1年度につき6万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを産み育てることができる(%)」20~40歳代	48.9	46.8	47.7	48.2	11	51.7
②						
補助額			377,587	840,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	377,587	840,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			13	14	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定無し
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和3年度からの制度であり、比較ができない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	当該事業により経済的な負担の軽減を図ることは、妊娠を希望する夫婦が安心して治療を受けることができるため、少子化対策として、直接的な出生数の増加にもつながることから継続実施が必要である。 令和4年度から、人工授精が保険適用となっているため、治療費に対する自己負担額の実態把握や事業実績から制度内容の見直しも行っていく。
2次	改正	治療方法の保険適用等、国県の動向に併せて、必要な改正を行うこと。
外部	継続	人口減少・少子化の中、不妊治療を必要とする夫婦が増えている中において、本補助制度は必要である。 医療機関への交通費も補助対象にすることを検討してはどうか。
最終	継続	治療方法の保険適用等、国県の動向を踏まえながら、適切な事業推進を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	不妊治療ペア検査助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市不妊治療ペア検査助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	不妊・不育症治療費助成事業	R 3	1 年	R	

1.事業概要

補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊に悩む夫婦が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進する。 ・保険適用外となる不妊検査に要する費用の経済的な負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進する。 		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊に悩む夫婦が早い段階で検査を受けることができ、不妊症の早期発見、治療が促進される。 ・不妊治療ペア検査費助成事業は、子どもが欲しいと願う夫婦の経済的な負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる環境づくりをすすめることにつながる。 		
補助対象者	次の要件をすべて満たす者とする。 (1) 法律上の夫婦または事実婚の夫婦であり、当該検査を受けた期間及び申請日現在、夫婦のいずれもが市内に住所を有していること (2) 医療保険に加入していること。 (3) 当該助成に係る検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること (4) 夫婦そろって受診した者(やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が1か月以内の場合は可) (5) 前年(申請日が1月から5月までの場合は、前々年)の夫婦合算の所得額400万円未満であること (6) 申請に係る検査について、他の自治体を実施する不妊の検査の助成を受けていないこと (7) 市税等市の徴収金を滞納していないこと		
補助対象事業	対象者が医療機関で受けた保険適用外の不妊治療ペア検査に要した費用(夫婦1組につき1回限り) ※兵庫県市の補助事業の不妊治療ペア検査助成事業に基づき実施		
補助率／補助額	保険適用外の不妊治療にかかる検査費用に対し、7/10を助成	上限額	設定なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを産み育てることができる(%)」20~40歳代	48.9	46.8	47.7	48.2	11	51.7
②						
補助額			0	315,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金			157,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	158,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	50.2%	—	—
補助件数			0	15	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①兵庫県の不妊治療ペア検査助成事業実施要綱に基づき実施
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定無し
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	不妊の検査については、目的・種類によって保険適用、自費診療となるものがあり、費用の積算根拠を想定ができず、上限額の設定は困難である。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和3年度からの制度であり、比較ができない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	不妊の検査にかかる費用を一部助成し、不妊症の早期発見、治療を促進するとともにその経済的な負担の軽減を図ることは、少子化対策として、また安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進することにつながるため継続実施が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	人口減少・少子化の中、不妊治療を必要とする夫婦が増えている中において、本補助制度は必要である。 必要経費及び補助金額が少額であるため本制度のままでも良いか、市単独事業として補助対象の所得制限を外すことで、県内における朝来市の独自性を出すことを検討してはどうか。
最終	改正	県事業の動向を踏まえながら、補助対象の所得制限を撤廃する等、補助目的達成のための改正を行うこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	インフルエンザ予防接種費用助成金	担当部課	健康づくり推進課		
補助要綱	朝来市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健康で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	23.こころとからだが幸せになる健康づくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	予防接種事業	H26	8 年	R	改正

1. 事業概要

補助の目的	インフルエンザワクチンを用いた予防接種(以下「予防接種」という。)により感染のおそれがあるインフルエンザの発生及びまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上と市民の健康保持に寄与するとともに、予防接種を受けた者(以下「被接種者」という。)等の経済的負担を軽減することを目的とする。				
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザの発生及びまん延の防止と、インフルエンザ予防接種を受けた者(以下「被接種者」という。)の経済的負担を軽減する。 ・症状の似ている新型コロナウイルスとインフルエンザを区別し、必要な治療が早期に受けられる体制確保のための新型コロナウイルス感染症対策として実施。 (インフルエンザワクチンの接種勧奨を行うため、令和2年度は高校1年生相当年齢以上65歳未満の者に対し1回に限り1,000円、令和3年度は新型コロナワクチン接種対象外であった生後6か月以上小学校6年生相当年齢以下の者に対し全額助成とした)				
補助対象者	(1) 予防接種日において60歳未満の者で、呼吸器、心臓、腎臓機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持するもののうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の障害等級1級又は2級に該当するもの (2) 予防接種日において60歳以上65歳未満の者で、呼吸器、心臓、腎臓機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持するもののうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の障害等級1級又は2級に該当するもので、定期接種の対象とならないもの (3) 生後6月以上中学校3年生相当の年齢までの者				
補助対象事業	インフルエンザ予防接種				
補助率／補助額	予防接種1回当たり2,000円	上限額	予防接種1回当たり2,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 接種延べ人数	3,468	9,949	3,091	3,729	5	3,685
②						
補助額	6,939,100	13,840,000	8,627,280	7,458,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	6,939,100	13,840,000	8,627,280	7,458,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	3,468	9,949	3,091	3,729	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項		
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市の徴収金、暴力団等排除に係る規定なし	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	実質的には1/2以内	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定なし	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	インフルエンザの流行状況によって左右される接種対象者は減少しているものの接種率は維持	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	感染症にかかる市民の健康保持に寄与するため、また被接種者等の経済的負担を軽減するために、継続実施が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	骨髄等移植ドナー支援事業助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	22.安心できる医療体制の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	保健対策推進事業	R 3	1 年	R	

1.事業概要

補助の目的	公益財団法人日本骨髄バンクが骨髄バンク事業を行う場合に、骨髄又は末梢血幹細胞を提供した者に対し、助成金を交付することによって、ドナーの経済的な負担の軽減を図り、もって骨髄等の移植の推進に寄与することを目的とする。		
補助が必要な理由	骨髄等の移植及び骨髄等の提供希望者の登録の推進に寄与し、医療体制の充実を図るため。		
補助対象者	骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業においてドナーとなった者で、骨髄等を提供した日が令和3年4月1日以降であり、かつ、骨髄等を提供した日及び助成の申請日において市内に住所を有しているドナー		
補助対象事業	以下に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談 (1) 健康診断のための通院 (2) 自己血貯血のための通院 (3) 骨髄等の採取のための入院 (4) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談		
補助率／補助額	補助対象事業の日数に2万円を乗じた額	上限額	1回の提供につき20万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 朝来市ドナー登録会での登録者数			2	1	11	1
②						
補助額			0	200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金			100,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	100,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	50.0%	—	—
補助件数			0	1	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	県の実施要綱に準じて実施
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和3年度からの制度であり、比較ができない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	ドナー登録者の確保を推進し、ドナーの経済的な負担の軽減を図り、骨髄等を提供しやすい環境を整備していくためには、県が推進するよう本市も継続実施が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	補助制度ができた経緯を踏まえると、補助制度としては必要である。 補助制度の有効性を明確にするためにも、成果指標の再考が必要である。
最終	継続	2次評価及び外部評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	がん患者医療用補整具購入助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市がん患者医療用補整具購入助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	23.こころとからだが幸せになる健幸づくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	がん対策事業	R 3	1 年	R	

1. 事業概要

補助の目的	がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入に要する費用の一部を助成することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、就労等社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図る。				
補助が必要な理由	がん医療の進歩により、継続的に治療を受けながら日常生活を送る患者が増加し、治療過程で起こりうる脱毛や乳房切除など外見変貌が患者の悩みの多くを占めている。がん治療に伴う外見変貌を補完する補整具の購入費用を助成することにより、がん患者の心理的負担を軽減と共に、就労等社会参加の促進、療養生活の質の維持向上及び経済的負担の軽減を図ることができる。				
補助対象者	次の項をすべて満たす者 (1) 助成の申請日において市内に住所を有している者、(2) がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている者、(3) 助成対象補整具を当該年度中に購入した者、(4) 助成対象補整具を購入した者の区分に応じ、前年の所得額(児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第3条に定める所得額をいう。)の要件を満たす者、(5) 対象補整具の購入に要する費用について、他の自治体から同種の助成を受けていない者、(6) 市税等市の徴収金を滞納していない者				
補助対象事業	(1) 医療用ウィッグ がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用する医療用のもの(装着時に皮膚を保護するネットを含む。)。ただし、付属品及びケア用品を除く。 (2) 乳房補整具 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着(当該下着とともに使用するパッドを含む。)又は人工乳房(乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。)のいずれかとする。 補正具は、助成対象者1人につき、それぞれ1台限りとする。ただし、両側乳がんによる人工乳房については、この限りでない。				
補助率/補助額	対象補整具の購入に要した費用(購入のために要した交通費及び郵送費等を除く。)の額	上限額	(1) 医療用ウィッグ 5万円 (2) 乳房補整具 次のいずれかの額とする。 ア 補整下着 1万円、イ 人口乳房 5万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 助成延べ人数			5	8		
②						
補助額			201,300	320,000	-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金		100,000	160,000	-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	0	0	101,300	160,000	-	-
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	50.3%	50.0%	-	-
補助件数			5	8	-	-
実績報告書			○	-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	県 の 要 綱 に 準 じ て 実 施
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定無し
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和3年度からの制度であり、比較ができない
	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
運営費補助	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	がんは2人に1人が罹ると言われる中、県における新規がん患者登録数も増加し、治療を受けながら社会生活を営む者は増加することが予測される。がん治療に伴う外見変貌は、心理的負担が大きいものであり、心理的負担の軽減、就労等社会参加の促進、療養生活の質の維持向上等のためには、継続が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	補助制度ができた経緯を踏まえると、補助制度としては必要である。 新しいものが開発されていく中で、補助対象となる補製具は、県補助対象と同じ現行要綱で定めたものだけで良いのか、定期的に見直すことが必要である。
最終	継続	2次評価及び外部評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	新規就農者支援補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市新規就農希望者研修費補助金交付要綱	根拠法令	朝来市補助金等交付規則		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金		
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	住みたい田舎移住促進プロジェクト事業	H 18	16 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	人口減少政策の一環として、農業分野での活性化を図る及び農業・農村の活性化に資するための新規就農希望者研修を受講する者に対して交付する。		
補助が必要な理由	農業に専念するため、研修時の費用を確保する。		
補助対象者	市内において新たに農業に従事しようとする者		
補助対象事業	<p>【補助対象者の要件】</p> <p>(1) 研修の受講を開始するときの年齢が61歳以下であること。</p> <p>(2) 農業生産基盤を相続等により取得することが見込めないこと。</p> <p>(3) 市長が別に定める研修終了後において速やかに就農(雇用就農を含む。)を予定していること。</p> <p>(4) 農業経営に係る知識、技術等の習得のため、兵庫県朝来農林振興事務所の指導を受けること。</p> <p>(5) 市税等市の徴収金に滞納がないこと。</p> <p>(6) 研修の実施において、この補助金の目的と重複する国又は県等の補助を受けていないこと。</p> <p>(7) 生活保護、求職者支援制度等生活費を支給する国又は県等の補助を受けていないこと。</p> <p>(8) 朝来市暴力団排除条例(平成25年朝来市条例第36号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。</p>		
補助率／補助額	45歳以下15万円/月、46歳以上10万円/月	上限額	180万円、120万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 研修生	5	2	5	3	5	50
②						
補助額	27,050,000	23,000,000	15,900,000	22,200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	27,050,000	23,000,000	15,900,000	11,700,000	—
一般財源	0	0	0	10,500,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	47.3%	—	—
補助件数	18	20	25	23	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国等の事業を参考にしている
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	×	県に類似制度はあるものの、検証の結果、補助の目的を達成するために市単独制度が必要と判断した
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市内農業者の高齢化は進んでおり、また認定農業者も少ない今の現状では、今後農地を維持することも困難になり住環境にも影響を及ぼす恐れがある。早急に担い手を育成することは、農業の活性化ばかりでなく新たな耕作放棄地の発生の抑制にもつながるため今後も継続する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	農業機械導入支援補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市農業機械等導入支援補助金交付要綱	根拠法令	朝来市補助金等交付規則		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金		
	9.時代にあわせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	農業機械導入支援事業	H 30	4 年	R 5	改正

1.事業概要

補助の目的	農地の集積、集約を加速させ、農業経営の規模拡大及び効率化を図る。		
補助が必要な理由	農業者の高齢化により、耕作放棄地が増える中、担い手となる認定農業者等も手一杯の状況にある。担い手となる農業者が更に規模拡大するためには、高額な農業機械の問題もあり、機械の導入費用を補助することで農地の集積を加速させ、規模拡大による効率化と経営安定を図る必要があるため。		
補助対象者	市内認定農業者及び認定新規就農者		
補助対象事業	農業用機械及び市町が認める機械、装置		
補助率／補助額	購入経費の1/2以内	上限額	5,000千円(中古農業機械2,500千円)
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 農地の新規集積面積にかかる生産額	10,961,607	2,965,783	11,412,484	12,000,000	6	15,000,000
②						
補助額	7,500,000	4,909,000	7,353,000	7,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	7,500,000	4,909,000	7,353,000	7,500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	6	3	3	7	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	○	市場価格を参考に、1/2を上限とする
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	要望も多く、農地集積を加速するためには有効であるため継続が必要。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	特産物振興対策事業補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市特産物振興対策事業補助金交付要綱	根拠法令	朝来市補助金等交付規則		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金		
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	特産物振興事業	R 3	1 年	R 11	改正

1.事業概要

補助の目的	高収益につながる特産物の生産拡大、ブランド化、需要の掘り起こしを行うための支援等を行うことにより、農家所得の向上を図り、また、コウノトリ育む農法による水稲や土づくり促進事業により、環境にやさしい農業の普及を図ることとする。		
補助が必要な理由	特産物の生産拡大に必要な機械等の補助、有機堆肥を購入する際の支援等を行うことにより、特産物の生産者の増加、現在生産している方の面積拡大等を支援するため。		
補助対象者	市内の農業者、畜産業者、営農集団、農業協同組合及び農畜産業に係る事業者等		
補助対象事業	土づくり促進事業 振興作物栽培促進事業 岩津ねぎ採種・保管事業		
補助率／補助額	要綱別表のとおり	上限額	要綱別表のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 栽培面積(コウノトリ米、岩津ねぎ、黒大豆、ピーマン)	116.6	113.0	106.4	110.1	5	273.0
② 市民アンケート(農業)	26.2	29.8	26.5	31.3		
補助額	6,666,546	8,286,532	5,632,229	8,080,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	6,666,546	8,286,532	5,632,229	8,080,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	52	53	55		—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	事業の種類ごとの単価設定
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	一部には限度額の規定あり
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	一定の効果は出ていると想定されるが、適切に数値の把握ができていない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市の特産物(岩津ねぎ・黒大豆など)の生産面積を維持するため、環境創造型農業を推進して行くためにも継続は必要であると考えている。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。 費用対効果について、適切に把握すること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	新規狩猟者育成事業補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市新規狩猟者育成事業補助金交付要綱	根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金		
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	有害鳥獣対策事業	H 26	8 年	R 5	改正

1.事業概要

補助の目的	市内狩猟者の高齢化は顕著であるなか、市内の有害鳥獣駆除を継続するため、新規狩猟従事者の育成を図ること。		
補助が必要な理由	狩猟活動を開始するためには備品購入を中心に多くの経費がかかるため、その支援が必要である。		
補助対象者	市内に住所を有し、兵庫県が実施する有害鳥獣捕獲入門講座運営事業(育成スクール)を卒業した者又は卒業見込みと認められる者		
補助対象事業	<p>【補助対象者の要件】</p> (1) 市内に在住する60歳までの者 (2) 第一種銃猟免許及びびわな猟免許を取得した者 (3) 猟銃所持許可証を取得した者 (4) 猟銃、ガンロッカー、装弾ロッカー、罟及び無線機一式を所持している者 (5) 兵庫県猟友会朝来支部に入会し、有害捕獲活動に意欲がある者 (6) 市税等市の徴収金を滞納していない者であること。 新規狩猟従事に係る旅費、教材費、受講料、入会金、備品購入等のその他経費		
補助率／補助額	1/2	上限額	20万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 60歳以下の猟友会員(銃猟)	11	10	11	14	5	15
②						
補助額	200,000	200,000	0	200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	200,000	200,000	0	200,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数	1	1	0	1	—	—
実績報告書	○	○	×	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	過年度実績に基づき算出
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	狩猟者の高齢化は引き続き大きな課題であり、新規狩猟者の継続的な育成が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	シカ肉有効活用補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市シカ肉有効活用補助金交付要綱	根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	有害鳥獣対策事業	H 29	5 年	R 7	改正

1.事業概要

補助の目的	有害捕獲されたシカを、食肉として有効活用する活動を支援すること。		
補助が必要な理由	シカは止め刺しするのが野外であり、鮮度維持、衛生面の手間、又止め刺しの技術と後処理に手間がかかるため猟師が加工施設に持ち込むことをためらい、埋設されるだけとなっている。鹿肉を地域資源として有効活用するには、加工施設に持ち込むことの意識付け、搬出の負担を補助する支援は必要だと考える。		
補助対象者	有害鳥獣捕獲者であって市内の食肉加工施設にシカを搬入するもの又は市内で食肉加工施設を営む者であってシカを回収し引き取るもの。		
補助対象事業	有害捕獲活動により捕獲されたシカを、食肉加工施設(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条に規定する許可を受けた者が営業を営む施設をいう。)に搬入し、又は引き取り、食肉として有効活用する事業。		
補助率/補助額	シカ1頭当たり2,000円	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 加工施設処理頭数(有害捕獲分)	357	330	343	540	6	350
②						
補助額	358,000	358,000	358,000	360,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	35,800	35,800	35,600	36,000	—
	地方債					—
	その他					—
一般財源	322,200	322,200	322,400	324,000	—	—
一般財源の割合	90.0%	90.0%	90.1%	90.0%	—	—
補助件数	3	3	3	3	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	県市町振興支援交付金単価を参照して設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	捕獲頭数に対する加工施設の処理頭数の割合は、R3年度分で約3割と依然として低い。また、ジビエについての社会的な関心は高くなってきたが、まだ一般に広く定着したとは言い難い段階であり、シカ肉を有効活用するための支援が引き続き必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市未利用材搬出支援事業補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市未利用材搬出支援事業補助金交付要綱	根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金		
	10.自然を守り活かす林業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	森林経営管理事業	R 元	3 年	R 7	改正

1.事業概要

補助の目的	市内における森林整備に伴う間伐等により発生する間伐材のうち、用材とせず森林内に留置される間伐材の原木の朝来バイオマス発電所への運搬に対して補助金を交付することにより、自然エネルギー利用による環境負荷の低減を図る低炭素循環型社会の構築に寄与するとともに、林地残材の発生を防止することにより、災害発生時における流木被害の防止に資することを目的とする。		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギー利用による環境負荷の低減を図る。 ・林地残材を無くすことで、流木被害の防止を図る。 ・朝来バイオマス発電所への安定的な供給を図る。 		
補助対象者	市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体		
補助対象事業	市内の森林から搬出された間伐材等由来の木質バイオマスと証明された木材(原木)		
補助率／補助額	1トンにつき1,000円を乗じて得た額	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 木材供給量	5960.45t	6502.24t	4030.36t	8,000t	15	15,000t
②						
補助額	5,960,450	6,502,240	4,030,360	8,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	5,960,450	6,502,240	4,030,360	8,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	6	6	6	6	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	単当たり額の定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	近隣自治体を参考に、単価設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	ウッドショックの影響により、これまでbe材として取り扱われていた原木が合板用材等に回ったため、供給量が減少した。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	木材の安定供給と林地残材による災害発生時の流木被害等防止に必要な事業と考えるが、be材供給センター(県森連)の撤退により、今年度中に供給停止になる見込みである。 補助対象は朝来バイオマス発電所に供給される原木と限定しているため、その場合、当該補助金は廃止となる。
2次	継続	1次評価の特記事項の内容については留意しつつ、判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	観光協会事業費補助金	担当部課	産業振興部 観光交流課		
補助要綱	朝来市観光振興対策事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	8.まちの力になる観光の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	観光協会等支援事業	H 19	15 年	R	改正

1.事業概要

補助の目的	本市の観光振興を推進することによって、経済波及効果に繋げることを目的とする。目的の実現を目指して、各観光協会やイベント等と連携しながら推進を図る。		
補助が必要な理由	関係団体やイベント等と連携した広域観光交流の推進による市内観光入込客の増加		
補助対象者	市観光協会、各イベント実行委員会等		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ■朝来市観光協会(本部・4支部) (補助金:4,495,000円) ■イベント <ul style="list-style-type: none"> ・和田山地蔵まつり(補助金:2,654,000円) ・わだやま竹田お城まつり(補助金:1,068,000円) ・竹田秋祭り(補助金:67,000円) ・竹田地区観光事業(補助金:160,000円) ・山東夏祭り(補助金:1,464,000円) ・あさご夏祭り(補助金:2,086,000) ・生野銀山へいくろう祭り(補助金:329,000円) ・銀谷まつり(補助金:1,286,000円) ・但馬まるごと感動市事業(補助金:1,500,000円) 		
補助率/補助額	対象事業費の1/2以内	上限額	規定なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 観光入込客数	2,142,428	1,451,412	1,492,275	1,911,000	11	2,632,000
② 観光消費額(市内宿泊なし)	2,725	2,657	2,345	2,600	11	2,943
補助額	11,542,650	5,047,000	5,031,000	15,109,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債	2,000,000	700,000		750,000	—
	その他	6,200,000		100,000		—
一般財源	3,342,650	4,347,000	4,931,000	14,359,000	—	—
一般財源の割合	29.0%	86.1%	98.0%	95.0%	—	—
補助件数	12	2	2	9	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	継続的な事業に対する補助であるため必要である
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	コロナにより事業が実施されていない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市の重要施策である観光振興を更に推進することで、市内への観光入込者数増加及び観光消費額増加を図るために、不可欠な補助金である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市企業就業者確保支援補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市企業就業者確保支援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	奨学金返還応援企業支援事業	H 30	4 年	R 5	継続	

1.事業概要

補助の目的	市内企業の人材確保を図るとともに若年者の地元就職及び定着を促進することを目的とする。		
補助が必要な理由	○奨学金返済負担軽減制度を創設する市内企業を増やし、市内企業の人材確保及び離職率の低下を図る		
補助対象者	奨学金返済支援制度を設けている市内企業等		
補助対象事業	<p>○企業就業者確保支援補助金 従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている市内企業に対して、その負担額の一部を補助</p> <p>【対象企業】(1)市内の企業(市内に住所があり、市内に事業所がある個人、または市内に事業所がある法人で1年以上引き続き市内で事業を営んでいること) (2)対象従業員に対して奨学金返済負担軽減制度を設けていること</p> <p>【対象者】(1)正社員である者(2)日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 (3)申請時点で、当該企業に就職後5年以内の者(4)申請時点で、市内事業所に勤務する者 (5)30歳未満の者</p>		
補助率／補助額	(1)対象従業員1人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その3分の1を補助 (2)補助上限は年6万円(ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額)	上限額	6万円/年
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 制度活用従業員数	8	14	15	15	5	17
②						
補助額	340,928	622,410	637,876	900,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	340,928	622,410	637,876	900,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	8	14	15	15	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	経済成長戦略においても人材の確保を最優先の課題としており、市内企業の人材確保、若年者の地元就職及び定着を促進するためにも積極的に進めていきたい。県の制度も利用することができ、市、事業所の3者で人材の確保を図ろうとするもの。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市中小企業融資利子補給金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市中小企業融資利子補給金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	中小企業融資事業	H 23	11 年	R 8	改正

1.事業概要

補助の目的	新規開業や異業種展開、利益を向上させる経営革新計画の認定を受けるなど、積極的に事業展開を行う事業者の融資負担軽減のための支援を行う。		
補助が必要な理由	○新規開業や異業種展開、利益を向上させる経営革新計画の認定を受けるなど積極的に事業展開を行う事業者を支援することにより、市内中小企業の成長支援を推進する		
補助対象者	市内中小企業者		
補助対象事業	○中小企業融資利子補給事業 朝来市中小企業融資制度のうち、 ・経営革新支援資金、企業育成資金、開業資金 のいずれかの資金を、5年以上の期間、借入れを受けた事業者に対して、3年間の支払い利子全額を補給する また、平成26年度から「兵庫県信用保証協会」の保証を受けた事業者が支払う保証料の半額を補助する制度を創設し、 事業者が利子補給か保証料補助かどちらかを選択できる制度とする		
補助率／補助額	実際に支払いを行った利子額	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 利子補給件数	28	28	24	22	4	22
②						
補助額	2,950,283	4,085,219	3,478,609	2,055,969	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,950,283	4,085,219	3,478,609	2,055,969	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	28	28	24	22	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	④暴力団等排除の規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	3年間に限り、利子全額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	事業を廃止し新制度を検討中
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	3年間に限り、利子全額補助
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	県に同様の融資制度があり、令和5年度に市融資制度融資を廃止し、県融資制度に対しての利子補給・保証料補助の実施を検討中
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	コロナ対策の県融資制度の利用増加により市融資制度の利用が減少している
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止②	市の融資制度と同様の制度が県にもあるが、県の融資制度には利子補給がないなどの理由により市の融資制度が利用されてきているが、利用件数は低調に推移しており、幅広い事業者への支援制度とするべく、市の融資制度を廃止し、県の融資制度に対して利子補給・信用保証料補助を実施する制度を創設する。
2次	廃止②	1次評価のとおり、新たな補助制度を創設すること。
外部		
最終	廃止②	2次評価のとおり、新たな補助制度を創設すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	信用保証料補助制度	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市中小企業融資制度要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	中小企業融資事業	H 17	17 年	R	改正

1.事業概要

補助の目的	市内中小事業者が必要とする事業資金の融資を促進し、経営の安定と向上を図る		
補助が必要な理由	○市内中小事業者の経営の安定化を図る		
補助対象者	市J内中小企業者		
補助対象事業	○信用保証料補助事業 朝来市中小企業融資の融資に係る当初申し込み時の契約において融資を受ける者が負担すべき信用保証料の2分の1を補助		
補助率／補助額	信用保証料の2分の1	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助件数	4	1	3	3	4	3
②						
補助額	715,550	664,125	469,872	600,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	715,550	664,125	469,872	600,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	4	1	3	3	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市税のみで市の徴収金となっていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	県保証協会が定める保証料の1/2
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	県に同様の融資制度があり、令和5年度に市融資制度融資を廃止し、県融資制度に対しての利子補給・保証料補助の実施を検討
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	コロナ対策の県融資制度の利用増加により市融資制度の利用が減少している
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止②	市の融資制度と同様の制度が県にもあるが、県の融資制度には利子補給がないなどの理由により市の融資制度が利用されてきているが、利用件数は低調に推移しており、幅広い事業者への支援制度とするべく、市の融資制度を廃止し、県の融資制度に対して利子補給・信用保証料補助を実施する制度を創設する。
2次	廃止②	1次評価のとおり、新たな補助制度を創設すること。
外部		
最終	廃止②	2次評価のとおり、新たな補助制度を創設すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市にぎわい創出事業補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市にぎわい創出事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市にぎわい創出事業	H 31	3 年	R 7	継続

1.事業概要

補助の目的	市内の空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助を行い、市内ににぎわいをもたらし、起業等の機会を創り出す。				
補助が必要な理由	○初期投資費用の補助を行うことにより起業を促進する ○新規出店した店舗の来客者をその周辺店舗にも誘導することにより地域経済の相乗効果を図る ○市内の空き家・空き店舗の減少				
補助対象者	個人又は法人				
補助対象事業	市内の空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助金を交付する ○店舗改装費等補助 …改装費の1/2以内、最高800千円(1回限り) ○店舗賃借料等補助 …店舗賃借料の1/2以内、最高50千円/月(2年間) …店舗買取費用の1/2以内、最高1,200千円(1回限り)				
補助率/補助額	改装費等補助…改装費の1/2以内 賃借料等補助…賃借料の1/2以内、 …買取費用の1/2以内	上限額	改装費等補助…最高800千円(1回限り) 賃借料等補助…賃借料の内最高50千円/月(2年間) …買取費用の内最高1,200千円(1回限り)		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 新規出店数	11	8	4	3	5	3
②						
補助額	6,954,000	10,612,000	10,609,000	8,416,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	6,954,000	10,612,000	10,609,000	8,416,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	18	22	22	15	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	空き家等を活用した開業は一定のニーズがあり実績もあるため、引き続き空き家等の解消、市内のにぎわい創出に努めるべく事業を継続する
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	総合政策課で実施している空き家を住居のために改装する費用を補助する制度(空き活用促進事業)と整合性をもたせるため対象経費の1/2補助で限度額60万円と設定していたが、移住起業支援事業と整理統合する中、移住起業支援事業の補助限度額200万円にあわせるため、改装費補助の限度額を80万円とした。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	新型コロナウイルス感染症の影響により新規開業件数が減少している。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	コロナ禍、コロナ回復後の新規出店を支援し、商工会との連携を深め市内のにぎわいを創出していく。引き続き、あさご元気産業創生センターもしっかりと関わり、創業前後の支援を行っていく。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市見本市等出展支援補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市見本市等出展支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	見本市等出展支援事業	H 25	9 年	R 5	改正

1.事業概要

補助の目的	市内事業者が見本市等へ出展するために要する経費の一部を補助することで、市内事業者の販路拡大や新規受注の獲得につなげ、産業振興を図る。				
補助が必要な理由	○事業者の新たな販路開拓の促進を図る				
補助対象者	市内中小事業者				
補助対象事業	○補助内容: ・見本市等への出展費用の2/3を補助 ・国内:年間上限20万円 海外:年間上限40万円 国内、海外の併用可 ○対象経費: ①出展小間料及び会場使用料等 ②会場における装飾費(オプション代・レンタル装飾代等) ③オンライン出展費				
補助率/補助額	見本市等への出展費用の2/3を補助	上限額	国内:年間上限20万円 海外:年間上限40万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 契約に結び付く見込みのある商談件数	60	6	33	60	5	60
②						
補助額	820,000	65,000	562,000	1,200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	820,000	65,000	562,000	1,200,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	11	1	8	10	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	コロナ禍で経営が厳しい事業者の販路開拓を支援するため、3年間の時限付きで補助率を1/2から2/3に引き上げた
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	事業者の販路拡大を支援するため継続して事業を実施していく
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国、県の制度を調査、又近隣市町の制度を参考に上限を設定した
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	コロナの影響により見本市等が実施されなかったことにより令和2年度の実績が落ち込んだ
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	事業主が販路の開拓や生産力の確保をするため設備投資などを行ったことによる財政支援を行うことにより市内経済の活性化に繋げるとともに雇用増に対する奨励措置であるため積極的に推進していきたい。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。 また、より多くの企業が活用できるよう、広報の工夫等を行うこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市工場等新增設奨励金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市工場等新增設奨励金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	工場等新增設支援事業	H 27	7 年	R 5	改正

1.事業概要

補助の目的	市内において工場等を新設し、又は増設する事業主及び事業用機械等を新たに購入した事業主に対して奨励金を交付することにより、地域経済の振興と雇用の促進を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	○事業主が販路の開拓や生産力の確保をするため設備投資などを行ったことによる財政支援を行うことにより市内経済の活性化に繋げる		
補助対象者	市内において工場を新・増設をした事業所		
補助対象事業	工場等の新增設を行う事業者に対し、当該新增設を行った工場等に係る固定資産税相当額を工場等新增設奨励金として交付		
補助率／補助額	当該新增設を行った工場等に係る固定資産税相当額	上限額	500万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 取得価格	0	121,700,000	37,500,000	140,000,000	5	99,733,000
②						
補助額	0	602,000	198,000	2,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債		178,773		—	—
	その他				—	—
一般財源	0	423,227	198,000	2,000,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	70.3%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	0	3	1	1	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	固定資産税相当額として定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	制度創設の際に、市内事業者が取得した償却資産にかかる固定資産税額の平均額を参考に設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	事業主が販路の開拓や生産力の確保をするため設備投資などを行ったことによる財政支援を行うことにより市内経済の活性化に繋げるとともに、雇用の促進を図ることを目的とし、積極的に推進していきたい。 市内金融機関、朝来市商工会等に対して制度の周知を図っているが、コロナにより先行きが見通せない中で、投資を控える動きもあることから利用が低調になっている。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市機械等取得奨励金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市機械等取得奨励金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	工場等新增設支援事業	H 27	7 年	R 5	改正

1.事業概要

補助の目的	市内において工場等を新設し、又は増設する事業主及び事業用機械等を新たに購入した事業主に対して奨励金を交付することにより、地域経済の振興と雇用の促進を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	○事業主が販路の開拓や生産力の確保をするため設備投資などを行ったことによる財政支援を行うことにより市内経済の活性化に繋げる		
補助対象者	市内の機械等購入事業者		
補助対象事業	機械等を取得する事業者に対し、当該取得した機械等に係る固定資産税相当額を機械等取得奨励金として交付		
補助率／補助額	当該取得した機械等に 係る固定資産税相当額	上限額	200万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 取得価格	373,717,979	322,142,000	220,281,193	71,000,000	5	305,380,000
②						
補助額	2,621,000	3,398,000	2,355,000	1,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債			1,636,350	—	—
	その他				—	—
一般財源	2,621,000	3,398,000	718,650	1,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	30.5%	100.0%	—	—
補助件数	3	3	2	1	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	固定資産税相当額として定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	制度創設の際に、市内事業者が取得した償却資産にかかる固定資産税額の平均額を参考に設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	事業主が販路の開拓や生産力の確保をするため設備投資などを行ったことによる財政支援を行うことにより市内経済の活性化に繋がるとともに、雇用の促進を図ることを目的とし、積極的に推進していきたい。 市内金融機関、朝来市商工会等に対して制度の周知を図っているが、コロナにより先行きが見通せない中で、投資を控える動きもあることから利用が低調になっている。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市地域経済循環創造事業補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市地域経済循環創造事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	地域経済循環創造事業	H 28	6 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者に対し、その事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環を創造する。		
補助が必要な理由	○地域金融機関の融資を伴うため地域の資金を循環させることにより地域経済の活性化を図る ○事業立ち上げ後の事業に係る人件費や原材料費等の経常経費は、地元の人材・資源を活用するため雇用の創出や地域経済の循環を促進する		
補助対象者	市内に主たる事業所(本社、本店等をいう。)を有し、又は設けようとする民間事業者等		
補助対象事業	地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う事業者に対して、金融機関からの融資を受けることを条件として補助を行う 補助額は、補助対象経費から金融機関からの融資額及び事業者自己資金等を差し引いた額とし、上限25,000千円(融資額が補助額の1.5倍以上2倍未満である場合は3,500万円とし、2倍以上である場合は50,000千円)とする		
補助率／補助額	補助金の額は、補助対象経費から金融機関からの融資額及び事業者自己資金等を差し引いた額	上限額	25,000千円(50,000千円)
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 経済循環創造効果 (売上高/公費による交付額)	3.7倍	5.7倍	4.4倍	4.4倍	5	5.0倍
②						
補助額	25,000,000				-	-
特定財源	国庫支出金	16,666,000			-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	8,334,000	0	0	0	-	-
一般財源の割合	33.3%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数	1				-	-
実績報告書	○				-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市税のみで、市の徴収金となっていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国制度のとおり
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国制度のとおり
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①近直3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	令和2・3年度は実績がない 補助の効果把握できるのが補助実施年度+2年度となる
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	地域資源を活かした先進的で持続可能な事業への支援を行う。金融機関の融資、国からの交付金で成り立つ事業であり、関係機関と連携しながら積極的に進めていきたい。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。 補助制度が積極的に活用されるよう、関係機関とは密に連携すること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市和田山駅前活性化補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市和田山駅前活性化補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市和田山駅前活性化事業	R 1	3 年	R 7	継続

1.事業概要

補助の目的	和田山駅前地域の空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助を行い、同地域ににぎわいをもたらす、起業等の機会を創り出す。				
補助が必要な理由	○初期投資費用の補助を行うことにより起業を促進する ○新規出店した店舗の来客者をその周辺店舗にも誘導することにより地域経済の相乗効果を図る ○市内の空き家・空き店舗の減少				
補助対象者	個人又は法人				
補助対象事業	和田山駅前地域の空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助金を交付する ○店舗改装費等補助 …改装費の2/3以内、最高1,400千円(1回限り) ○店舗賃借料等補助 …店舗賃借料の2/3以内、最高100千円/月(2年間) …店舗買取費用の2/3以内、最高2,400千円(1回限り)				
補助率/補助額	改装費等補助…改装費の2/3以内 賃借料等補助…賃借料の2/3以内 …買取費用の2/3以内	上限額	改装費等補助…最高1,200千円(1回限り) 賃借料等補助…賃借料の内最高100千円/月(2年間) …買取費用の内最高2,400千円(1回限り)		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 新規出店数	3	3	1	1	5	1
②						
補助額	3,600,000	7,010,000	6,176,000	4,431,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	3,600,000	7,010,000	6,176,000	4,431,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	3	6	7	5	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	時限補助制度であり、集中的に事業を行うため補助率を2/3としている
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	にぎわい創出事業を基準に、和田山駅前の地価や家賃相場を参考に限度額を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	この補助金は和田山駅前でのにぎわいを集中的に誘導するもので時限的に和田山駅前での出店を促進し、空き家空き店舗の解消を図るもの。山陰線、播但線結節地であり、宿泊施設が多い和田山駅前地域の活性化を図ることを目的としている。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市街なか活性化補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市街なか活性化補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市街なか活性化事業	R 2	2 年	R 6	

1.事業概要

補助の目的	街なかエリアとして生野地域、山東地域及び朝来地域の中心駅や各支所庁舎の周辺といった中心的なエリアを指定し、このエリアの空き家、空き店舗を活用して、新たに事業を始める事業者に対し補助を行うことで、各地域のにぎわいづくりや、活性化を図る。				
補助が必要な理由	○初期投資費用の補助を行うことにより起業を促進する ○新規出店した店舗の来客者をその周辺店舗にも誘導することにより地域経済の相乗効果を図る ○市内の空き家、空き店舗の減少				
補助対象者	個人又は法人				
補助対象事業	街なかエリアの空き家、空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助金を交付する ○店舗改装費等補助 …補助対象経費の2/3以内、最高1,400千円(1回限り) ○店舗賃借料等補助 …店舗賃借料の2/3以内、最高50千円/月(2年間) …店舗買取費用の2/3以内、最高1,200千円(1回限り)				
補助率／補助額	改装費等補助…改装費の2/3以内 賃借料等補助…賃借料の2/3以内 …買取費用の2/3以内	上限額	改装費等補助…最高1,200千円(1回限り) 賃借料等補助…賃借料の内最高100千円/月(2年間) …買取費用の内最高2,400千円(1回限り)		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 新規出店数		1	1	1	4	1
②						
補助額		1,400,000	1,796,000	1,859,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	1,400,000	1,796,000	1,859,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1	2	3	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	時限補助制度であり、集中的に事業を行うため補助率を2/3としている
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	にぎわい創出事業や和田山駅前活性化事業を参考に限度額を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	年間1件の申請に留まっている
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	コロナ禍であるものの、にぎわい創出事業の利用が一定してある中で、街なか活性化事業については利用が伸びず需要が少ないことから制度期限である令和4年末で廃止とする。
2次	廃止①	判定結果に基づき、令和4年度末で廃止とすること。
外部	廃止①	旧町の中心地の空き家を解消し賑わいを誘引するための補助制度であるが、他の制度(にぎわい創出事業)で対応が可能である。 ロングタームマネジメントに基づいた制度設計が必要である。
最終	廃止①	2次評価及び外部評価のとおり、廃止とすること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援事業	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	中小企業者等緊急経済支援事業	R 2	2 年	R 6		

1. 事業概要

補助の目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者に対して、コロナ対策の新設された兵庫県融資制度に対して、信用保証料補助と利子補給を実施し、市内事業者が融資を受けやすくし事業継続を支援する。		
補助が必要な理由	○市内事業者の経営の安定化や市内経済の活性化を図る		
補助対象者	市内事業者		
補助対象事業	○新型コロナウイルス感染症対策のために新設された兵庫県融資正二を利用した市内事業者に対して、融資利用時に発生した信用保証料全額と支払利子(当初3年間分)を補給する 対象融資: 令和2年4月30日までに申込受付された「新型コロナウイルス対策資金」「経営活性化資金」「借入等資金」「新型コロナウイルス危機対応資金」、令和2年5月1日から申込受付された「新型コロナウイルス感染症対応資金」、令和2年6月22日から申込受付された「新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付」		
補助率／補助額	信用保証料補助 全額 利子補給 全額(3年間)	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 信用保証料補助件数		30	1	0	5	0
② 利子補給件数		35	36	35	5	33
補助額		16,307,682	7,747,416	4,584,000	—	—
特定財源	国庫支出金		57,000		—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	16,307,682	7,690,416	4,584,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	99.3%	100.0%	—	—
補助件数		65	37	35	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	朝来市中小企業融資制度の利子補給と同様に3年間の利子を全額補給とした 信用保証料補助については、コロナ対策融資のため保証料率が通常よりも低かったため全額補助とした
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	コロナ対策の支援制度であり、融資金額の限度が設定されていることから補助金額の限度を設定しなかった
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	朝来市中小企業融資制度と類似しているが、当制度はコロナ対策の事業者支援であり、対象の融資制度が異なっており、新規融資の受付を終了している。
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	補助の対象となる融資制度は終了しており、新規対象者は増えず、補助額は減少していく
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	対象となる県制度の新規融資の受付は終了しているが、利子補給の対象期間が3年のため、令和6年度まで継続して利子補給を実施する。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市サテライトオフィス等開設補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市サテライトオフィス等開設補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	サテライトオフィス等開設支援事業	R 3	1 年	R 8	

1.事業概要

補助の目的	サテライトオフィス等の開設を支援することにより、本市の特性を活かした新たな働き方への取り組みと本市への移住を促進する。		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の空き公共施設又は空き家を活用してサテライトオフィス等を開設する事業者が増えまちに賑わいが生まれる ○企業の進出により雇用の促進に繋がる ○事業用地として空き家を活用することにより空き家の解消を図ることができる ○進出企業の技術を活用し、官民連携の地域課題解決モデルを構築することができる ○市内外企業のマッチングを図ることにより、生産拡大効果が期待できる 		
補助対象者	個人又は法人		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○サテライトオフィス等開設補助金 空家等を活用してサテライトオフィス等を開設する事業者に対して必要な経費を支援する 改装費…県随伴補助の場合:1/4 1,000千円(1回限り) 市単独補助の場合:2/3 3,000千円(1回限り) 事務機器取得費…県随伴補助:1/4 250千円(1回限り) 市単独補助:2/3 750千円(1回限り) 建物賃借料…県随伴補助:1/4 25千円/月(3年間) 市単独補助:2/3 75千円/月(3年間) 通信回線使用料…県随伴補助:1/4 25千円/月(3年間) 市単独補助:2/3 75千円/月(3年間) 地域課題解決事業支援費…市独自補助:1/2 500千円/年(3年間) 事業所引越費用支援費…市独自補助:1/2 200千円(1回限り) 移住者生活支援費…従業員1人につき定額100千円(1回限り) 		
補助率/補助額	上記補助対象事業を参照	上限額	上記補助対象事業を参照
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① サテライトオフィス等開設事業者			0	2	5	2
②						
補助額			0	5,149,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	5,149,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数			0	2	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	県のIT戦略推進事業は市の随伴義務制度であるが、市内の空き家解消、経済の活性化の為、県制度を受けていない場合でも、市単独で同様の補助を受けられるよう補助率を2/3とした
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	県のIT戦略推進事業の随伴補助の場合と市単独補助の場合の事業者への補助総額が同額となるように設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和3年度からの制度のため比較対象なし
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	企業の働き方が変容をみせつつある中で、ワーケーションやコワーキングスペース等の需要が高まりを見せたが、今後において、どのような形態のオフィスに需要があるのかを見極める必要がある。市からの周知のみならず、市内の不動産事業者に対しても制度の周知を依頼し、空き施設への事業所の開設を目指す。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	新築を補助対象にしても良いのではないかと。1軒でも誘致件数が増える方が市としては良い。
最終	改正	補助対象に新築を追加する等、補助目的達成のための改正を行うこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市住宅リフォーム工事補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市住宅リフォーム工事補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	住宅リフォーム助成事業	R 2	2 年	R 4	

1.事業概要

補助の目的	市内産業の活性化及び雇用の創出を図るとともに、市民の住環境の向上を図る。		
補助が必要な理由	○市内事業者の受注機会の増加による経済循環の促進 ○市民の住環境を向上させ快適な生活環境の創出		
補助対象者	市民		
補助対象事業	○住宅リフォーム助成事業 市内事業者を活用して住宅リフォームを行う市民に対し、改修工事に係る経費の一部を助成する 補助対象経費：自己が所有し、住んでいる市内の住宅で20万円以上を要する補助対象工事にかかる経費 ※マンション等は個人専有部分、店舗等併用住宅は住居部分のみ 補助率(限度額)：補助対象経費の1/10(限度額10万円)		
補助率／補助額	補助対象経費の1/10	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助により実施された工事件数		160	155	160	4	160
② 補助により実施された総工事費		162,361,626	139,142,208	160,000,000	4	160,000,000
補助額		9,826,000	9,424,000	10,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	9,826,000	9,424,000	10,000,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		160	155	160	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	新型コロナや原油価格高騰等の影響により工事代金上がり施工件数の減少が考えられることから、消費者支援、事業者支援の両方の観点から事業を継続していく必要があると考える。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	補助金限度額が低いのではないかと。地域ごとに補助金限度額を変更し、居住地場所を誘導することを検討してはどうか。築年数に応じて補助金限度額を変更してはどうか。
最終	継続	継続的な利用実績があることから、制度としては継続するが、定期的に効果検証を行うこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市拠点地区活性化補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市拠点地区活性化補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市拠点地区活性化事業	R 4	年	R 8	

1.事業概要

補助の目的	商業・サービス業が集積する玉置・枚田岡・枚田地区周辺及び枚田地区周辺の新市街地へ事業所を誘致することにより、まちのにぎわいと地域産業の活性化を図ることを目的とする。				
補助が必要な理由	○玉置・枚田岡・枚田地区周辺 大型商業施設内の空きブースや国道沿いの空地への店舗出展によりにぎわいが創出される				
補助対象者	個人又は法人				
補助対象事業	<p>■拠点地区活性化補助金(玉置・枚田岡・枚田地区周辺)</p> <p>対象エリア※内で空き地、空き家、空き店舗等を活用して新規出店する事業者の経費を補助する</p> <p>※対象エリア:和田山都市計画用途地域の以下の地域</p> <p>・第2種住居地域:枚田岡、玉置 ・準住居地域:枚田、法興寺、立ノ原、枚田岡、玉置、桑原</p> <p>・近隣商業地域:枚田岡、玉置 ・準工業地域:玉置、桑原</p> <p>補助内容:改修費の2/3以内(140万円) 家賃月額2/3以内(15万円) 建物買取2/3以内(360万円) 土地造成費1/2以内(500万円) ()は限度額</p>				
補助率/補助額	改修費の2/3以内 家賃月額の2/3以内 建物買取の2/3以内 土地造成費の1/2以内	上限額	改修費補助140万円 家賃補助15万円/月 建物買取補助360万円 土地造成費補助500万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 新規出店数				2	6	2
②						
補助額				6,400,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	6,400,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数				2	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	まちな顔として、より一層賑わいを活性化させるべき地区として重み付けを行い出店を促すため、2/3補助としている
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	にぎわい創出事業等を基準に、対象エリアの地価や家賃相場を参考に限度額を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①近直3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和4年度からの制度であり、比較ができない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	現下の地価下落の状況や大型商業施設の空き区画状況を鑑みると、対象エリアの賑わい創出は必要であり、当該補助金による出店支援を実施する。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市新市街地活性化補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市新市街地活性化補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市拠点地区活性化事業	R 4	年	R 8	

1.事業概要

補助の目的	朝来市の顔となる枚田地区の準工業地域の経済活動を活性化させ、賑わいを創出する。		
補助が必要な理由	○枚田地区周辺(新市街地) 流通業務等の事業所が進出することにより、市内経済の好循環と活性化が図られる		
補助対象者	個人又は法人		
補助対象事業	○新市街地活性化補助金(枚田地区周辺) 令和4年度は債務負担行為設定 対象エリア※内に流通業務等を営む事業者が進出する際の用地造成費の一部を助成する ※対象エリア:和田山都市計画用途地域の準工業地域を指定する立ノ原、枚田 補助内容:土地造成費の1/2以内(1,500万円) ()は限度額		
補助率/補助額	土地造成費の1/2以内	上限額	1,500万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 新規出店数				0	8	1
②						
補助額				0	-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	0	0	0	0	-	-
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数				0	-	-
実績報告書				-	-	-

3.団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	令和3年災害査定総合単価に基づく標準工事費算定表に基づき上限額を算出
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和4年度からの制度であり、比較ができない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	現下の地価下落の状況や大型商業施設の空き区画状況を鑑みると、対象エリアの賑わい創出は必要であり、当該補助金による出店支援を実施する。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	景観形成事業補助金	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助要綱	朝来市景観形成補助金交付要綱	根拠法令	社会資本整備総合交付金要綱		
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	24.自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	街なみ環境整備事業	R 2	2 年	R 4	改正

1.事業概要

補助の目的	朝来市景観計画に基づく良好な景観を生かしたまちづくりの推進により、歴史的景観を保全するとともに、より魅力的で良好な景観の創出を図る。		
補助が必要な理由	市が指定した景観形成地区の歴史的景観及び良好な景観の創造又は保全		
補助対象者	景観形成地区内にある建築物等の所有者		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・建物修景: 建物等の新築、増築、改築、大規模修繕等に係る工事費 ・外構修景: さく等の整備に要する工事費 ・特殊建物修景: 建築基準法第2条第2号に規定する建築物の新築、増築、改築、大規模修繕に係る工事費以上の工事費のうち道路等公共空間に面する部分の外観に係る経費 		
補助率／補助額	2/3	上限額	2,000,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 修景助成予定件数	5	4	3	3	4	3	
②							
補助額	8,411,000	6,652,000	3,597,000	6,000,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	3,205,000	3,325,000	1,798,000	3,000,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	5,206,000	3,327,000	1,799,000	3,000,000	—	—	
一般財源の割合	61.9%	50.0%	50.0%	50.0%	—	—	
補助件数	5	4	3	3	—	—	
実績報告書	○	○	○	—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国制度により設定されている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国制度の限度額200万円に準拠している。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市景観計画に基づいて魅力的な地域を継続することで、町並みの維持を図る。 近年は各地区で1・2件の申請件数であったが、本年度については問い合わせが多く、予算が追い付いていない。当該補助金を多く利用していただくことで、町並みの維持に繋がると考える。
2次	継続	終了年度を延長し、引き続き適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	まちづくり協議会活動補助金	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助要綱	朝来市街なみ環境整備事業協議会活動助成金交付要綱	根拠法令	社会資本整備総合交付金要綱		
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	24.自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	街なみ環境整備事業	H 17	17 年	R	改正

1.事業概要

補助の目的	街なみ環境整備事業制度要項第2第4号の規定に基づき、協議会の活動に助成金を交付する。		
補助が必要な理由	街なみ環境整備事業を実施する中で、歴史的、文化的な景観の保存と創出に係る検討を行い事業に反映		
補助対象者	自治会会員で構成され、区域の良好な街なみの形成方針に係る検討や活動を行うために組織された協議会		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学習会及び講演会の講師謝礼 ・研修会及び見学会の実施並びに参加に要する経費で飲食費以外のもの ・まちづくりにおける資料収集及びコンサルタント派遣 		
補助率／補助額	定額	上限額	500,000円/年
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 協議会活動回数	29	21	6	6	—	—	
② 活動協議会数	4	3	1	1	—	—	
補助額	1,500,000	925,000	500,000	500,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	750,000	462,000	250,000	250,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	750,000	463,000	250,000	250,000	—	—	
一般財源の割合	50.0%	50.1%	50.0%	50.0%	—	—	
補助件数	4	3	1	1	—	—	
実績報告書	○	○	○	—	—	—	

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③市の徴収金に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	補助率の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	街なみ環境整備事業の完了までとなっている。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	計画の策定及び検討や広報活動等を実施している。 良好な街並みを形成する上で、近隣自治体の活動内容等を参考にすることにより、よりよい街並みの形成に繋げることができる。また、広報活動等により、観光客に地域の魅力を発信することで、観光客の増に繋がると考える。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	新設
----	----

補助事業名	破損空家等除去支援補助金	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助要綱	朝来市破損空家等除却支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	24.自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	空家等対策事業	R 2	2 年	R 4	

1.事業概要

補助の目的	朝来市空家等対策計画(平成30年3月策定)に基づく空家等の適切な管理の促進により、空家等活用の見込みが乏しい腐朽及び破損のある空家等について早期に除却を促し、もって周辺への生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防ぐとともに、健全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。		
補助が必要な理由	不良住宅等除却支援事業の対象外となった破損空家等について、老朽危険空家等になる前に除却を促し、周辺住民及び周辺環境への悪影響等を未然に防ぐ必要がある。		
補助対象者	対象住宅の登記事項証明書等に所有者として登録されている者		
補助対象事業	対象住宅の除却(家財道具、機械、車両等の処分に係るもの及び地下埋設物(浄化槽等)に係るものを除く。)に係る工事に要する費用		
補助率／補助額	1/5	上限額	400,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 破損空家対象件数			3	2	4	2
②						
補助額			960,000	800,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	960,000	800,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			3		—	—
実績報告書			○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国制度及び他の地方公共団体を参考に設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	平成28年度約800件であった空家数が令和2年度約1,600件と倍増しており、近隣住民及び地区からの苦情、要望が増加している。 国制度(不良住宅等除却支援事業)で対象外となった空家への早期除却を促すことが図られ、申請者の増加が見込まれるものである。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	空き家のニーズも限られていることもあり、空き家を放置されることがないように補助制度を拡大することを検討してはどうか。 物価高やアスベスト対策などもあり、補助金限度額の見直しが必要ではないか。
最終	継続	空き家対策に係る本制度は継続とするが、別途、市が安全措置を講ずることができるよう新たな制度を検討すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	小型合併浄化槽普及促進補助金	担当部課	上下水道部 上下水道課		
補助要綱	朝来市浄化槽設置等促進補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	28.暮らしを支える上下水道の維持管理・運営	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業		R 2	2 年	R	廃止②

1.事業概要

補助の目的	浄化槽の設置、更新及び修繕を促進し、文化的で衛生的、快適な生活環境の実現及び持続を図る。		
補助が必要な理由	個別処理区域の市民の水洗化を促すとともに、集合処理区域との負担の公平を図る。		
補助対象者	市に住所を有し、浄化槽設置整備事業により設置した浄化槽を適正に維持管理、又は適正に維持管理する見込みがある者		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置及び更新 <ul style="list-style-type: none"> (1)主として営業用に使用されることを目的として設置されるものではないこと。 (2)個別処理区域に設置されるものであること。 ・浄化槽の修繕 <ul style="list-style-type: none"> (1)浄化槽の製造会社又は浄化槽設置業者の補償対象外の修繕が必要であること。 (2)一般社団法人兵庫県水質保全センター及び一般社団法人全国浄化槽団体連合会の機能補償制度(10年間)の対象外であること。 		
補助率／補助額	設置 100,000円(上限) 更新 100,000円～300,000円(上限) 修繕 300,000円(上限)	上限額	300,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 下水道水洗化率	95.5	95.5	95.5	95.5	6	96.0
② 補助件数	3	8	10	11	6	15
補助額	300,000	1,979,000	2,054,400	2,200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	300,000	1,979,000	2,054,400	2,200,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	3	8	10	11	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	定額補助として上限額を設定
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	水洗化率を向上させるために継続した補助が必要であるため。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	集合処理と個人処理との個人負担額を比較し、上限額を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	個別処理区域の市民の水洗化を促すことに加え、個別処理区域の住民は集合処理区域の住民より負担が大きいと感じられているので、その軽減を図る必要があるため継続する。(集合処理区域において、個別処理区域の浄化槽に該当する施設は公共樹である。公共樹は永久に市が管理するが、浄化槽は個人管理である)。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	小型合併浄化槽維持管理補助金	担当部課	上下水道部 上下水道課		
補助要綱	朝来市浄化槽維持管理補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	28.暮らしを支える上下水道の維持管理・運営	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業		R 2	2 年	R	廃止②

1.事業概要

補助の目的	浄化槽の適正な維持管理を促進し、文化的で衛生的な住みよい生活環境の持続を図る。		
補助が必要な理由	集合処理区域との負担の公平を図る。		
補助対象者	市に住所を有し、浄化槽設置整備事業により設置した浄化槽の保守点検、清掃及び水質検査を実施している者		
補助対象事業	浄化槽設置促進整備事業により設置(設置後1年未満のものを除く。)し、保守点検、清掃及び水質検査を適正に実施している浄化槽とする。		
補助率／補助額	定額補助	上限額	10,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 下水道水洗化率	95.5	95.5	95.5	95.5	6	96.0
② 補助件数	337	325	385	500	6	500
補助額	3,370,000	3,250,000	3,850,000	5,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	3,370,000	3,250,000	3,850,000	5,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	337	325	385	500	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	定額補助として上限額を設定
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	水洗化率を向上させるために継続した補助が必要であるため。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	集合処理と個人処理との個人負担額を比較し、上限額を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	個別処理区域の住民からは、個人負担に関して集合処理区域の下水道利用者との間での不公平感を持っている。下水道使用料の改定までは、集合処理区域の住民との個人負担の差を補填するため、今後とも事業を継続していく。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市連合国際交流協会補助金	担当部課	教育委員会事務局 学校教育課			
補助要綱	朝来市連合国際交流協会補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業			
	2.生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	英語教育強化事業	R 3	1 年	R 12	廃止②	

1.事業概要

補助の目的	国際社会の一員として様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を目指す。				
補助が必要な理由	アメリカの中学生の受入や、アメリカへの派遣を通して、海外への興味関心がわき、グローバル人材の育成につながるため。				
補助対象者	アメリカ派遣員、引率者				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ■アメリカ中学生受入事業 マウントテーバー中学校、シャヘイラムバレー中学校の生徒、引率者 ■市内中学生のアメリカ派遣事業 【派遣先】 アメリカ オレゴン州 <ニューバーグ市・ポートランド市> 				
補助率／補助額	【受入】補助対象経費の5割以内の額 【派遣】生徒数×補助対象経費の5割以内の額 引率者×補助対象経費の全額	上限額	【受入】30万円 【派遣】生徒1人13万円、引率者1人26万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 国際交流・国内交流など多彩な交流が推進されていると感じる市民の割合	43	31	28	30	R12	33
②						
補助額	4,523,109	0	0	0	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	4,523,109	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	1				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	事業実施上、食糧費(レセプション)が必要
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	中学生海外派遣事業における引率者について、補助率の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和2・3年度はコロナ禍の影響により事業が実施できていない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	コロナ禍で事業が実施できていないが、国際化が進む中で、グローバル人材を育成するためにも必要な補助金である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	海外派遣事業引率者の補助率は補助対象経費の全額となっているが、上限額が設定されていることもあり、引率者であることを踏まえると、全額は妥当である。 市の徴収金の完納を交付条件に設定していないことについて、生存権の保障に支障を及ぼす内容ではないため、交付条件として明記しても良いのではないかと。
最終	継続	補助対象者は生徒の保護者であるが、海外派遣に該当する生徒の教育の機会を保障する観点から、引き続き市の徴収金の完納を交付条件に設定しないこととする。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	遠距離通学児童補助金	担当部課	教育委員会事務局 学校教育課		
補助要綱	朝来市立小学校児童に対する通学費助成に関する規則	根拠法令			
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	個人補助金		
	3.多様な学びを支える教育・学習環境の整備	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	小学校遠距離通学支援事業	H 17	17 年	R	廃止②

1.事業概要

補助の目的	遠距離地から通学する児童等の通学を容易にするとともに、保護者の通学に要する経済的負担の軽減を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	遠距離から通学する児童の安全安心な登下校を確保するため。		
補助対象者	対象地区児童		
補助対象事業	・路線バスの通学定期補助【生野小】		
補助率／補助額	定期バス会社の定める通学定期運賃等基準等	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 遠距離通学支援児童数	35	34	36	36	6	37
②						
補助額	1,342,020	1,182,740	1,252,720	1,414,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,342,020	1,182,740	1,252,720	1,414,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	35	34	36	36	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金④暴力団等排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	補助率の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	実質、通学定期券料金が上限となる
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	通学手段の確保と保護者の負担軽減のためにも補助金は必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市中学校部活動振興補助金	担当部課	教育委員会事務局 学校教育課			
補助要綱	朝来市中学校部活動振興補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業			
	3.多様な学びを支える教育・学習環境の整備	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	中学校維持管理事業	R 2	2 年	R 11	廃止②	

1.事業概要

補助の目的	中学校での部活動は、義務教育の中での活動であり、教育課程にも位置づけられた重要な活動の一つでもあるため、部活動に係る保護者負担の軽減を図る。				
補助が必要な理由	部活動振興による中学生の心身の健全育成と、大会出場における保護者負担の軽減を図るため。				
補助対象者	市内中学校活動後援会				
補助対象事業	(1) 中学校体育連盟が主催する大会への出場、吹奏楽連盟が主催する大会への出場 (2) スポーツ又は文化に係る各種大会への出場又は参加に際して必要な手続費用、交通費、宿泊費等 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める費用(部活動に必要な消耗品費及び備品購入費)				
補助率／補助額	交通費、バス借上料、機材輸送費、登録料 …実費	上限額	交通費…旅費条例の額 宿泊費…9,800円 消耗品…1校100,000円、部員1人1,000円、 部活動1クラブ5,000円 備品…1校100,000円、部活動1クラブ20,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 県中学校総体に出場した部活動数	13	—	15		11	13
②						
補助額	9,438,488	5,600,755	9,817,386	6,617,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	9,438,488	5,600,755	9,817,386	6,617,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	4	4	4	4	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③市の徴収金に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	補助率の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	保護者の負担軽減を図るためにも補助金は必要である。 今後、部活動の地域移行に伴い制度内容の見直し、検討を行う必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	新設
----	----

補助事業名	英語検定料補助金	担当部課	教育委員会事務局 学校教育課		
補助要綱	朝来市英語検定料補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	個人補助金		
	2.生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	英語教育強化事業	R 3	1 年	R 6	

1.事業概要

補助の目的	グローバル化社会で活躍できる語学力、コミュニケーション能力の育成と学習意欲の向上を図る。		
補助が必要な理由	朝来市教育振興基本計画に掲げる国際理解を深める教育を推進していくため。		
補助対象者	英語検定を受験した生徒の保護者		
補助対象事業	英語検定3級以上の検定料(3級、準2級、2級、準1級、1級)		
補助率／補助額	検定料の2分の1 1年度につき1回	上限額	複数の級を受検する場合は、検定料の高い額
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 中学校卒業段階で英検3級以上を達成した中学生の割合			12	20	R6	20
②						
補助額			237,850	652,800	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	237,850	652,800	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			89	272	—	—
実績報告書			×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和3年度からの制度であり、比較ができない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	教育振興基本計画の目標達成のためにも補助金は必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	英検は英語力の向上には一つの方策であるが、効果検証時に、小学生(5級から)やTOEICなども補助対象にするかどうかを検討してはどうか。 効果検証時には、本制度を設ける前後の受験率(受験者数/全生徒数)の推移を確認し、判断することが必要である。
最終	継続	補助制度の目的達成に向けて、広報を行うとともに、積極的に事業推進を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	日本オオサンショウウオの会・朝来大会実行委員会補助金	担当部課	教育委員会事務局 文化財課			
補助要綱	日本オオサンショウウオの会・朝来大会実行委員会補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	11.人の営みとともにある自然との共生	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	天然記念物保護活用事業	R 2	年	R		

1.事業概要

補助の目的	日本オオサンショウウオの会・朝来大会を開催することにより、市外からの参加者はもとより、地域住民の自然環境への理解と保全への意識啓発を高めていく。		
補助が必要な理由	市が進めている、オオサンショウウオが棲む自然環境が豊かなまちづくりに向けて、豊かな自然を持続・継続していくための啓発が必要である。		
補助対象者	市民を含む大会参加者		
補助対象事業	第17回日本オオサンショウウオの会・朝来大会(R4.6.17~6.19) ・国際シンポジウム ・記念対談、研究発表、現地見学		
補助率／補助額	予算の範囲内	上限額	1,500,000
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 大会の参加者				400	4	400
②						
補助額				1,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	1,500,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数				1	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	大会開催のみの目的で設置した任意団体であるため ③にはそぐわない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	当初の実施計画では300万円の予算であったため、その1/2以内として150万円とした
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	コロナウイルス感染拡大の状況によっては延期する可能性もあったため、終了期間を設けなかった
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	大会予算書に基づくもの
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	開催市は持ち回りのため、令和4年度のみの実施となるため
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	令和4年6月開催の大会では、全国だけでなく多くの市民の参加もあり、朝来市の貴重な自然環境への理解と保全への意識啓発を高めることができた。開催市の責務を果たすことができたため、補助要綱は令和4年度末をもって廃止とする。
2次	廃止①	判定結果に基づき、令和4年度末で廃止とすること。
外部	廃止①	事業終了に伴い廃止する。
最終	廃止①	2次評価及び外部評価のとおり、廃止とすること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 9 月 30 日

区分	既存
----	----

補助事業名	保育所地域活動事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課		
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	私立保育所・こども園運営支援事業	R 2	2 年	R	改正

1.事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	世代間交流や異年齢児との交流を通じて、感受性豊かな人格形成を図る。		
補助率／補助額	1/2	上限額	50,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	11	0
② 市民アンケート(子育てサービス)	40.2	41.4	41.9	41.3	11	68.1
補助額	300,000	295,000	180,000	300,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	300,000	295,000	180,000	300,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	6	6	6	6	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	③市の徴収金条件を本要綱に追加、④暴力団排除は朝来市補助金等交付要綱で規定済み。【令和2年度】
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	対象経費を見直し、食糧費を対象外とした。【令和2年度】
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	補助率を見直し、1/2とした。【令和2年度】
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	保育園・認定こども園での、一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましい。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 9 月 30 日

区分	既存
----	----

補助事業名	障害児保育事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課		
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	私立保育所・こども園障害児保育支援事業	R 2	2 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	集団生活が可能な障害児の受入れを円滑に推進し、当該障害児の福祉の増進を図る。		
補助率／補助額	障害児加配保育士1人につき100,000円(月額)	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	11	0
② 市民アンケート(子育てサービス)	40.2	41.4	41.9	41.3	11	68.1
補助額	4,800,000	1,200,000	1,200,000	2,400,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	4,800,000	1,200,000	1,200,000	2,400,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	3	1	1	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	③市の徴収金条件を本要綱に追加、④暴力団排除は朝来市補助金等交付要綱で規定済み。【令和2年度】
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	専属保育士の確保に係る人件費補助であり、定額補助としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	保育園・認定こども園での、一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましい。一方、看護師の確保が困難な状況となっている。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおりに、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 9 月 30 日

区分	既存
----	----

補助事業名	病児保育サポート事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課		
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	R 2	2 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	やむを得ず病気の子どもを見ることができない保護者を支援するため、保育所等が窓口となって嘱託医等への付添い及び病児保育施設への搬送を行うことにより子育て支援の充実を図る。		
補助率／補助額	1回600円	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	11	0
② 市民アンケート(子育てサービス)	40.2	41.4	41.9	41.3	11	68.1
補助額	78,000	13,200	18,000	15,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	78,000	13,200	18,000	15,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	2	3	3	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	③市の徴収金条件を本要綱に追加、④暴力団排除は朝来市補助金等交付要綱で規定済み。【令和2年度】
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	送迎に係る実費相当額に対する補助であり、定額としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	保育園・認定こども園での、一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましい。一方、看護師の確保が困難な状況となっている。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 9 月 30 日

区分	既存
----	----

補助事業名	休日保育事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 子ども育成課		
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	R 2	2 年	R	改正

1. 事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	朝来市休日保育事業要綱(平成27年朝来市告示第65号)に基づき、休日保育事業を行う保育所等について、運営体制等の充実を図る。		
補助率／補助額	交付要綱による	上限額	交付要綱による
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	11	0
② 市民アンケート(子育てサービス)	40.2	41.4	41.9	41.3	11	68.1
補助額	150,000	47,000	0	50,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	150,000	47,000	0	50,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数	3	1		1	—	—
実績報告書	○	○		—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	③市の徴収金条件を本要綱に追加、④暴力団排除は朝来市補助金等交付要綱で規定済み。【令和2年度】
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	人件費相当額に対するものであり定額としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	認定こども園での、ニーズに合致した一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましいが、他園の児童の受け入れについて保護者に対する啓発が必要。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。